

土木工事施工管理基準及び規格値

平成25年7月

香川県土木部

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書〔H25.4〕、第1編1-1-29「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

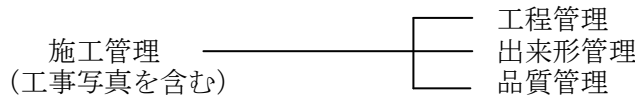
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、香川県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・ 海岸土工・ 砂防土工	2-3-2		掘削工			1- 1
	2-3-3		盛土工			1- 1
	2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		1- 1
				多数アンカー式補強土工法		1- 1
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1- 1
	2-3-5		法面整形工	盛土部		1- 2
2-3-6		堤防天端工			1- 2	
第4節 道路土工	2-4-2		掘削工			1- 2
	2-4-3		路体盛土工			1- 3
	2-4-4		路床盛土工			1- 3
	2-4-5		法面整形工	盛土部		1- 3
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	3-7-4		組立て			1- 3

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工（指定仮設・ 任意仮設は除く）	鋼矢板		1- 4
				軽量鋼矢板		1- 4
				コンクリート矢板		1- 4
				広幅鋼矢板		1- 4
				可とう鋼矢板		1- 4
	2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		1- 4
	2-3-6		小型標識工			1- 4
	2-3-7		防止柵工	立入防止柵		1- 5
				転落（横断）防止柵		1- 5
				車止めポスト		1- 5
	2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		1- 5
				ガードケーブル		1- 5
	2-3-9		区画線工			1- 6
	2-3-10		道路付属物工	視線誘導標 距離標		1- 6 1- 6
	2-3-11		コンクリート面塗装工			1- 6
	2-3-12	1	プレテンション桁製作工 （購入工）	けた橋		1- 7
				スラブ桁		1- 7
	2-3-13	1	ポストテンション桁製作工 （購入工）			1- 7
						1- 8
	2-3-14		プレキャストセグメント主桁 組立工			1- 8
	2-3-15		PCホースラブ製作工			1- 8
	2-3-16	1	PC箱桁製作工			1- 9
				2	PC押し出し箱桁製作工	
	2-3-17		根固めブロック工			1- 9
	2-3-18		沈床工			1-10
	2-3-19		捨石工			1-10
	2-3-22		階段工			1-10
	2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		1-10
鋼製フィンガージョイント					1-11	
2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		1-11	
			かごマット		1-11	
2-3-27	1	羽口工	じゃかご		1- 2	
			ふとんかご、かご枠		1-12	
2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		1-12	
			プレキャストパイプ工		1-12	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第3節 共通の工種	2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		1-13		
				L型側溝工		1-13		
				自由勾配側溝		1-13		
				管渠		1-13		
		2	側溝工	場所打水路工		1-13		
				側溝工	暗渠工		1-13	
	2-3-30		集水樹工			1-14		
2-3-31		現場塗装工			1-14			
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		1-15		
				砕石基礎工		1-56		
				割ぐり石基礎工		1-15		
				均しコンクリート		1-15		
	2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		1-15		
				2	基礎工（護岸）	プレキャスト		1-16
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-16		
				鋼管杭		1-16		
	2	既製杭工	H鋼杭		1-16			
			鋼管ソイルメント杭		1-16			
	2-4-5		場所打杭工		1-16			
2-4-6		深礎工		1-17				
2-4-7		オープンケーソン基礎工		1-17				
2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工		1-17				
2-4-9		鋼管矢板基礎工		1-18				
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-18		
				コンクリートブロック張り		1-18		
				2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		1-18
	2-5-4		緑化ブロック工	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		1-19
				2-5-5		石積（張）工		1-19
第6節 一般舗装工	2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-20		
				2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-20
				3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-21
				4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-21
				5	アスファルト舗装工	基層工		1-22
				6	アスファルト舗装工	表層工		1-22
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-23		
				2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-23
				3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-24
				4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-24
				5	半たわみ性舗装工	基層工		1-24
				6	半たわみ性舗装工	表層工		1-24

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-25
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-25
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理		1-25
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-26
		5	排水性舗装工	基層工		1-26
		6	排水性舗装工	表層工		1-26
	2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-27
		2	透水性舗装工	表層工		1-27
	2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-28
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		1-28
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		1-28
	2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		1-29
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		1-29
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		1-30
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		1-30
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		1-31
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		1-31
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		1-31
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		1-32
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		1-32
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		1-32
	2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		1-33
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-33
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-34
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-34
		5	薄層カラー舗装工	基層工		1-34

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1-35
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-35
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-36
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-36
		5	ブロック舗装工	基層工		1-36
	2-6-15		路面切削工			1-37
	2-6-16		舗装打換え工			1-37
2-6-17		オーバーレイ工			1-37	
第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			1-38
	2-7-3		置換工			1-38
	2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		1-39
	2-7-5		パイルネット工			1-39
	2-7-6		サンドマット工			1-39
	2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		1-40
				ペーパードレーン工		1-40
				袋詰式サンドドレーン工		1-40
	2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		1-40
	2-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工		1-40
				高圧噴射攪拌工		1-40
スラリー攪拌工					1-40	
			生石灰パイル工		1-40	
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板		1-41
		2	土留・仮締切工	アンカー工		1-41
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		1-41
		4	土留・仮締切工	締切盛土		1-41
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		1-42
	2-10-9		地中連続壁工（壁式）			1-42
	2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			1-42
	2-10-22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付け工	1-55
第11節 軽量盛土工	2-11-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 3
第12節 工場製作工（共通）	2-12-1	1	一般事項	鑄造費（金属支承工）		1-43
		2	一般事項	鑄造費（大型ゴム支承工）		1-44
		3	一般事項	仮設材製作工		1-45
		4	一般事項	刃口金物製作工		1-45
	2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		1-46
				シミュレーション仮組検査を実施する場合△		1-46
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		1-48
3	桁製作工	鋼製えん堤製作工（仮組立時）		1-49		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	2-12-4		検査路製作工			1-49
	2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1-49
	2-12-6		落橋防止装置製作工			1-50
	2-12-7		橋梁用防護柵製作工			1-50
	2-12-8		アンカーフレーム製作工			1-50
	2-12-9		プレビーム用桁製作工			1-51
	2-12-10		鋼製排水管製作工			1-51
	2-12-11		工場塗装工			1-53
第13節 橋梁架設工	2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		1-53
				ケーブルクレーン架設		1-53
				ケーブルエレクション架設		1-53
				架設桁架設		1-53
				送出し架設		1-53
				トラベラークレーン架設		1-53
	2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		1-54
				架設桁架設		1-54
				架設工支保工	固定	1-54
				移動	1-54	
	架設桁架設	片持架設		1-54		
		押出し架設		1-54		
第14節 法面工（共通）	2-14-2	1	植生工	種子散布工		1-54
				張芝工		1-54
				筋芝工		1-54
				市松芝工		1-54
				植生シート工		1-54
				植生マット工		1-54
				植生筋工		1-54
				人工張芝工		1-54
				植生穴工		1-54
				植生基材吹付工		1-54
	客土吹付工		1-54			
	2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		1-55
				モルタル		1-55
	2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		1-56
現場吹付法枠工					1-56	
2-14-4	2	法枠工	プレキャスト法枠工		1-56	
					1-56	
2-14-6		アンカー工		1-56		
第15節 擁壁工（共通）	2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1-57
	2-15-2		プレキャスト擁壁工			1-57
	2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		1-58
				多数アンカー式補強土工法		1-58
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-58
	2-15-4		井桁ブロック工			1-58
第16節 浚渫工（共通）	2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-59
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		1-59
第18設 床版工	2-18-2		床版工			1-60

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 計量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理	1-39
	1-4-3		パイルネット工		第3編2-7-5パイルネット	1-39
	1-4-4		バーチカルドレーン工		第3編2-7-7バーチカルドレーン工	1-40
	1-4-5		締固め改良工		第3編2-7-8締固め改良工	1-40
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9固結工	1-40
第5節 護岸基礎工	1-5-3		基礎工		第3編2-4-3基礎工（護岸）	1-15
	1-5-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-4
第6節 矢板護岸工	1-6-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工（護岸）	1-15
	1-6-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-4
第7節 法覆護岸工	1-7-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
	1-7-4		護岸付属物工			1-61
	1-7-5		緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック工	1-3
	1-7-6		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
	1-7-7		石積（張）工		第3編2-5-5石積（張）工	1-19
	1-7-8		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-56
	1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	1-11
				巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	1-11
				かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	1-11
	1-7-11		吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-55
	1-7-11		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54
	1-7-12		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	1-2
	1-7-13		羽口工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	1-12
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	1-12	
かご枠				第3編2-3-27羽口工	1-5	
連節ブロック張り				第3編2-5-3-2連節ブロック張り	1-5	
第8節 擁壁護岸工	1-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-5
	1-8-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	1-5
第9節 根固め工	1-9-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロッ	1-5
	1-9-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-6
	1-9-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-6
	1-9-9		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	1-6
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	1-6	
第10節 水制工	1-10-3		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-7
	1-10-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-7
	1-10-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	1-7
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	1-8
1-10-8		杭出し水制工			1-8	
第11節 付帯道路工	1-11-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-8
	1-11-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-9
	1-11-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1-9
	1-11-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-9
	1-11-8		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装	1-35
	1-11-9		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	1-11-10		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	1-14
	1-11-11		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1-4
1-11-12		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1-6	

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 付帯道路施設工	1-12-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1-6
	1-12-4		標識工		第3編2-3-6小型標識工	1-4
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3		配管工			1-61
	1-13-4		ハンドホール工			1-62
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2-2-2		浚渫船運転工（民船・官船）		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-59
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	2-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-59
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	2-4-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-59
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第4節 地盤改良工	3-4-2		固結工		第3編2-7-9固結工	1-40
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	3-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-16
	3-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-4
	3-5-6	1	函渠工	本體工		1-62
			2 函渠工	ヒューム管		1-56
				P C管		1-62
				コルゲートパイプ		1-62
				ダクタイル鋳鉄管		1-62
				P C函渠	第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1-12
		3-5-7		翼壁工		1-63
	3-5-8		水叩工		1-63	
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1-9
	3-6-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-10
	3-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-10
	3-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	1-12
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	3-7-4		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1-14
	3-7-5		暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	1-13
	3-7-6		樋門接続暗渠工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1-12
第8節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
	3-8-7		階段工		第3編2-3-22階段工	1-10
第4章 水門						
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	1-46
	4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-49
	4-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	1-50
	4-3-6		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	1-51
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-50
	4-3-9		仮設材製作工		第3編3-12-1仮設材製作工	1-45
	4-3-10		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-52
第5節 軽量盛土工	4-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第6節 水門本体工	4-6-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	4-6-5		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-16
	4-6-6		矢板工（遮水矢板）		第3編2-3-4矢板工	1-4

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 水門本体工	4-6-7		床版工			1-63
	4-6-8		堰柱工			1-63
	4-6-9		門柱工			1-63
	4-6-10		ゲート操作台工			1-63
	4-6-11		胸壁工			1-63
第6節 水門本体工	4-6-12		翼壁工		第6編3-5-7翼壁工	1-63
	4-6-13		水叩工		第6編3-5-8水叩工	1-63
第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック工	1-9
	4-7-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-10
	4-7-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-10
	4-7-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	1-12
			ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	1-12	
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
	4-8-8		階段工		第3編2-3-22階段工	1-10
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工(クレーン架設)		2-13 架設工(鋼橋)	1-53
	4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		2-13 架設工(鋼橋)	1-53
	4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		2-13 架設工(鋼橋)	1-53
	4-9-7		架設工(架設桁架設)		2-13 架設工(鋼橋)	1-53
	4-9-8		架設工(送出し架設)		2-13 架設工(鋼橋)	1-53
	4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		2-13 架設工(鋼橋)	1-53
	4-9-10		支承工		第10編4-5-10支承工	1-93
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-14
第11節 床版工	4-11-2		床版工		第3編2-18-2床版工	1-60
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-10
	4-12-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-94
	4-12-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵	1-94
	4-12-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	1-94
	4-12-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	1-94
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-7
	4-14-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	1-7
	4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入)		第3編2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-8
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-8
	4-14-6		支承工		第10編4-5-10支承工	1-93
	4-14-7		架設工(クレーン架設)		2-13 架設工(コンクリート橋)	1-54
	4-14-8		架設工(架設桁架設)		2-13 架設工(コンクリート橋)	1-54
	4-14-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	1-60
	4-14-10		落橋防止装置工		第10編4-8-1落橋防止装置	1-94
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-2		支承工		第10編4-5-10支承工
4-15-4			落橋防止装置工		第10編4-8-1落橋防止装置	1-94
4-15-5			PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	1-8
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-10
	4-16-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-94

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	1-94
	4-16-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	1-94
	4-16-7		検査路工		第10編4-8-8 検査路工	1-94
第18節 舗装工	4-18-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	1-20
	4-18-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	1-23
	4-18-7		排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	1-25
	4-18-8		透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	1-27
	4-18-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工	1-28
	4-18-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	1-29
	4-18-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	1-33
4-18-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	1-35	
第5章 堰						
第3節 工場製作工	5-3-3		刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	1-45
	5-3-4		桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	1-46
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	1-49
	5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	1-49
	5-3-7		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	1-3
	5-3-8		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	1-51
	5-3-9		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	1-51
	5-3-12		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	1-50
	5-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	1-50
	5-3-13		仮設材製作工		第3編3-12-1 仮設材製作工	1-45
	5-3-14		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	1-52
第5節 計量盛土工	5-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	1-3
第6節 可動堰本体工	5-6-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	1-16
	5-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	1-16
	5-6-5		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	1-17
	5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	1-17
	5-6-7		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	1-4
	5-6-8		床版工		第6編4-6-7 床版工	1-63
	5-6-9		堰柱工		第6編4-6-8 堰柱工	1-63
	5-6-10		門柱工		第6編4-6-9 門柱工	1-63
	5-6-11		ゲート操作台工		第6編4-6-10 ゲート操作台工	1-53
	5-6-12		水叩工		第6編3-5-8 水叩工	1-53
	5-6-13		閘門工			1-53
	5-6-14		土砂吐工			1-53
	5-6-15		取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	1-53
	第7節 固定堰本体工	5-7-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工
5-7-4			場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	1-16
5-7-5			オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	1-17
5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	1-17
5-7-7			矢板工		第3編2-3-4 矢板工	1-4
5-7-8			堰本体工			1-63
5-7-9			水叩工			1-63
5-7-10			土砂吐工			1-63

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 固定堰本体工	5-7-11		取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	1-57
第8節 魚道工	5-8-3		魚道本体工			1-64
第9節 管理橋下部工	5-9-2		管理橋橋台工			1-64
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4		架設工（クレーン架設）		2-13 架設工（鋼橋）	1-53
	5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		2-13 架設工（鋼橋）	1-53
	5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		2-13 架設工（鋼橋）	1-53
	5-10-7		架設工（架設桁架設）		2-13 架設工（鋼橋）	1-53
	5-10-8		架設工（送出し架設）		2-13 架設工（鋼橋）	1-53
	5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		2-13 架設工（鋼橋）	1-53
	5-10-10		支承工		第10編4-5-10 支承工	1-93
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	1-14
第12節 床版工	5-12-2		床版工		第3編2-18-2 床版工	1-60
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	1-10
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5 地覆工	1-94
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵	1-94
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	1-94
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8 検査路工	1-94
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	1-7
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	1-7
	5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入）		第3編2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	1-8
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	1-8
	5-15-6		支承工		第10編4-5-10 支承工	1-93
	5-15-7		架設工（クレーン架設）		2-13 架設工（コンクリート橋）	1-54
	5-15-8		架設工（架設桁架設）		2-13 架設工（コンクリート橋）	1-54
	5-15-9		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	1-60
	5-15-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	1-94
	第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	5-16-3		支承工		第10編4-5-10 支承工
5-16-4			落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置	1-94
5-16-5			PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	1-8
第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁）	5-17-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	1-93
	5-17-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作	1-9
	5-17-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置	1-8
第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5-18-2		伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	1-10
	5-18-4		地覆工		第10編4-8-5 地覆工	1-94
	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵	1-8
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	1-94
	5-18-7		検査路工		第10編4-8-8 検査路工	1-94
第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	1-94
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	1-94
	5-18-7		検査路工		第10編4-8-8 検査路工	1-94
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	1-5
	5-20-7		階段工		第3編2-3-22 階段工	1-10

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第4節 機場本体内工	6-4-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	6-4-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-16
	6-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-4
	6-4-6		本体内工			1-65
	6-4-7		燃料貯油槽工			1-65
第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	6-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-16
	6-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-4
	6-5-6		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-57
	6-5-7		コンクリート床版工			1-65
	6-5-8		ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	1-9
第6節 吐出水槽工	6-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	6-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-16
	6-6-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-4
	6-6-6		本体内工		第6編6-4-6本体内工	1-65
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	7-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-4
	7-4-6		本体内工	床固め本体内工		1-66
				植石張り	第3編2-5-5石積(張)工	1-19
				根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック	1-9
	7-4-7		取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-57
	7-4-8		水叩工	水叩工		1-63
				巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	1-11
根固めブロック				第3編2-3-17根固めブロック	1-9	
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		第6編7-4-6本体内工	1-66
	7-5-5		垂直壁工		第6編7-4-6本体内工	1-66
	7-5-6		側壁工			1-66
	7-5-7		水叩工		第6編7-4-8水叩工	1-66
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-57
	7-6-4		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
	7-6-5		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	1-19
	7-6-6		山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1-15
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	1-2
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1-29
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-20
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-5
第9節 付属物設置工	8-9-3		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
	8-9-5		付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	1-6
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3		配管工		第6編1-13-3配管工	1-61
	8-10-4		ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール	1-62
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	1-54

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	9-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	1-2
	9-4-3		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54
第5節 側帯工	9-5-2		縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27羽口工(じゃかご工)	1-12
				連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	1-18
				コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
				石張工	第3編2-5-5石積(張)工	1-19
	9-5-3		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		第3編2-5-5石積(張)工	1-19
	9-6-4		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
	9-7-4		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	1-37
	9-7-5		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	1-37
	9-7-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ	1-37
	9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29側溝工	1-13
				集水柵工	第3編2-3-30集水柵工	1-14
	9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	1-4
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-14
	9-8-4		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	1-6

【第6編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	1-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	1-39
	1-4-3		パイルネット工		第3編2-7-5パイルネット工	1-39
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	1-40
	1-4-5		締固め改良工		第3編2-7-8締固め改良工	1-40
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9固結工	1-40
第5節 護岸基礎工	1-5-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-10
	1-5-5		場所打コンクリート工			1-67
	1-5-6		海岸コンクリートブロック工			1-67
	1-5-7		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1-15
	1-5-8		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1-15
	1-5-9		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1-4
第6節 護岸工	1-6-3		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1-3
	1-6-4		海岸コンクリートブロック工			1-67
	1-6-5		コンクリート被覆工			1-68
第7節 擁壁工	1-7-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-57
第8節 天端被覆工	1-8-2		コンクリート被覆工			1-68
第9節 波返工	1-9-3		波返工			1-68
第10節 裏法被覆工	1-10-2		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1-19
	1-10-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
	1-10-4		コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	1-68
	1-10-5		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-56
第11節 カルバート工	1-11-3		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1-12
第12節 排水構造物工	1-12-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	1-12-4		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1-5
	1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29暗渠工	1-5
				プレキャストボックス	第3編2-3-29暗渠工	1-5
				コルゲートパイプ	第3編2-3-29暗渠工	1-5
				タグタイル铸铁管	第3編2-3-29暗渠工	1-5
	1-12-6		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	1-6
第13節 付属物設置工	1-13-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-6
	1-13-6		階段工		第3編2-3-22階段工	1-6
第14節 付帯道路工	1-14-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-6
	1-14-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-7
	1-14-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1-7
	1-14-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-7
	1-14-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-8
	1-14-9		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1-8
	1-14-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1-8
	1-14-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1-9
	第15節 付帯道路施設工	1-15-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工
1-15-4			小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1-9

【第6編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 3	
第4節 突堤基礎工	2-4-4		捨石工			1-69	
	2-4-5		吸出し防止工			1-69	
第5節 突堤本体工	2-5-2		捨石工			1-69	
	2-5-5		海岸コンクリートブロック工			1-70	
	2-5-6		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16	
第5節 突堤本体工	2-5-7		詰杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16	
	2-5-8		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 4	
	2-5-9		石枠工			1-70	
	2-5-10		場所打コンクリート工			1-70	
	2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			1-71
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			1-71
	2-5-12	3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			1-71
		1	セルラー工	セルラー工製作			1-72
		2	セルラー工	セルラー工据付			1-72
	第6節 根固め工	2-6-2		捨石工			1-72
2-6-3			根固めブロック工			1-73	
第7節 消波工	2-7-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-10	
	2-7-3		消波ブロック工			1-56	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)							
第3節 海域堤基礎工	3-3-3		捨石工			1-73	
	3-3-4		吸出し防止工		第7編2-4-5吸出し防止工	1-69	
第4節 海域堤本体工	3-4-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-10	
	3-4-3		海岸コンクリートブロック工		第7編2-5-5海岸コンクリートブロック工	1-70	
	3-4-4		ケーソン工		第7編2-5-11ケーソン工	1-71	
	3-4-5		セルラー工		第7編2-5-12セルラー工	1-72	
	3-4-6		場所打コンクリート工		第7編2-5-10場所打ちコンクリート工	1-70	
第4章 浚渫(海)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-59	
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	1-59	
第5章 養浜							
第2節 軽量盛土工	5-2-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 3	
第3節 砂止工	5-3-2		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1- 9	

【第7編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防えん堤						
第3節 工場製作工	1-3-3		鋼製えん堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))	1-49
	1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			1-74
	1-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-52
第5節 軽量盛土工	1-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第6節 法面工	1-6-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54
	1-6-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-55
	1-6-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-56
	1-6-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	1-56
	1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	1-12 1-12
第8節 コンクリートえん堤工	1-8-4		コンクリートえん堤本体工			1-74
	1-8-5		コンクリート副えん堤工		第8編1-6-4コンクリートえん堤本体工	1-74
	1-8-6		コンクリート側壁工			1-3
	1-8-8		水叩工			1-75
第9節 鋼製えん堤工	1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型 透過型		1-75 1-75
	1-9-6		鋼製側壁工			1-76
	1-9-7		コンクリート側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	1-74
	1-9-9		水叩工		第8編1-8-8水叩工	1-75
	1-9-10		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-14
第10節 護床工・根固め工	1-10-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	1-9
	1-10-6		沈床工		第3編2-3-18沈床工	1-10
	1-10-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	1-12 1-12
第11節 砂防えん堤付属物設	1-11-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
第12節 付帯道路工	1-12-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-5
	1-12-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-5
	1-12-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1-5
	1-12-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-5
	1-12-8		側溝工		第3編3-2-29側溝工	1-6
	1-12-9		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1-6
	1-12-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1-6
	1-12-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1-6
第13節 付帯道路施設工	1-13-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1-7
	1-13-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1-7
第2章 流路						1-7
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-8
第4節 流路護岸工	2-4-4		基礎工(護岸)		第3編2-4-3基礎工(護岸)	1-8
	2-4-5		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-8
	2-4-6		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-9
	2-4-7		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	1-9
	2-4-8		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	1-9
	2-4-9		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54

【第7編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4		床固め本體工		第8編1-8-4コンクリート えん堤本體工	1-74
	2-5-5		垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート えん堤本體工	1-74
	2-5-6		側壁工		第8編1-8-6コンクリート 側壁工	1-74
	2-5-7		水叩工		第8編1-8-8水叩工	1-75
	2-5-8		魚道工			1-76
第6節 根固め・水制工	2-6-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロッ ク	1- 9
	2-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	1-10
	2-6-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	1-12
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	1-12
				かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸	1-11
第7節 流路付属物設置工	2-7-2		階段工		第3編2-3-22階段工	1-10
	2-7-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1- 5
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1- 3
第4節 法面工	3-4-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54
	3-4-3		吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-55
	3-4-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-56
	3-4-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	1-12
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	1-12
	3-4-6		アンカー工 (プレ キャストコンクリー ト板)		第3編2-14-6アンカー工	1-56
	3-4-7		抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	1-56
第5節 擁壁工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	3-5-4		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-57
	3-5-5		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁 壁工	1-57
	3-5-6		補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	1-58
	3-5-7		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック	1-58
	3-5-8		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	1-83
第6節 山腹水路工	3-6-3		山腹集水路・排水路 工		第3編3-2-29場所打水路工	1-13
	3-6-4		山腹明暗渠工			1-76
	3-6-5		山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	1-13
	3-6-6		現場打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	1-13
	3-6-7		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	1-14
第7節 地下水排除工	3-7-4		集排水ボーリング工			1-77
	3-7-5		集水井工			1-77
第8節 地下水遮断工	3-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-57
	3-8-4		固結工		第3編2-7-9固結工	1-40
	3-8-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	1- 4
第9節 抑止杭工	3-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	3-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-16
	3-9-5		シャフト工 (深礎 工)		第3編2-4-6深礎工	1-17
	3-9-6		合成杭工			1-77

【第8編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	1-4		コンクリートダム工	本体		1-78
	1-4		コンクリートダム工	水叩		1-78
	1-4		コンクリートダム工	副ダム		1-79
	1-4		コンクリートダム工	導流壁		1-80
第2章 フィルダム						
第3節 盛立工	2-3-5		コアの盛立			1-81
	2-3-6		フィルターの盛立			1-81
	2-3-7		ロックの盛立			1-81
	2		フィルダム(洪水吐)			1-82
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	3-3		ボーリング工			1-82

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-83
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工	工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	1-52
	1-4-3		置換工		第3編2-7-4表層安定処理工	1-39
	1-4-4		サンドマット工		第3編2-7-3置換工	1-38
	1-4-5		パーチカルドレーン工		第3編2-7-6サンドマット工	1-39
	1-4-6		締固め改良工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	1-40
	1-4-7		固結工		第3編2-7-8締固め改良工	1-40
	1-4-7		固結工		第3編2-7-9固結工	1-40
第5節 法面工	1-5-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54
	1-5-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-5
	1-5-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-5
	1-5-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	1-5
	1-5-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	1-5 1-5
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-6
第7節 擁壁工	1-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-6
	1-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-6
	1-7-5		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-6
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	1-7
	1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	第3編2-15-3補強土壁工	1-7
				多数アンカー式補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	1-7
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	1-8
	1-7-8		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック	1-8
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-8
	1-8-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1-9
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-9
	1-9-5		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-9
	1-9-6		場所打函渠工			1-83
	1-9-7		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1-12
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	1-10-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	1-10-5		集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	1-14
	1-10-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1-13
	1-10-7		場所排水路工		第3編3-2-29場所排水路工	1-13

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 排水構造物工（小型水路工）	1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		第3編2-3-29側溝工	1-13
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			1-83
	1-11-5		落石防護柵工			1-83
	1-11-6		防雪柵工			1-84
	1-11-7		雪崩予防柵工			1-84
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			1-84
	1-12-5		遮音壁本体工			1-84
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	2-3-2		路床安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理	1-39
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工	1-38
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	1-20
	2-4-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	1-23
	2-4-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	1-25
	2-4-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	1-56
	2-4-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	1-28
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	1-29
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-33
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	1-35
	2-4		歩道路盤工			1-85
	2-4		取合舗装路盤工			1-85
	2-4		路肩舗装路盤工			1-85
	2-4		歩道舗装工			1-85
	2-4		取合舗装工			1-85
	2-4		路肩舗装工			1-85
2-4		表層工			1-85	
第5節 排水構造物工（路面排水工）	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	2-5-5		集水柵（街渠柵）・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	1-14
	2-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1-13
	2-5-7		場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	1-13
	2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		第3編2-3-29側溝工	1-13
	2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			1-86
第6節 縁石工	2-6-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	1-4
第7節 踏掛版工	2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		1-86
		ラバーシュー			1-86	
		アンカーボルト			1-86	
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-5
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
	2-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-5
	2-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1-4
	2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		1-86
2		大型標識工	標識柱工		1-86	
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	1-6

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 道路付属施設工	2-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1- 6	
	2-12-5	1	ケーブル配管工	ケーブル配管工		1-87	
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		1-87	
	2-12-6		照明工	照明柱基礎工		1-87	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-10	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作	1-45	
	3-3-3		鋼製橋脚製作工			1-88	
	3-3-4		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	1-50	
	3-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-52	
第5節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	1- 3	
第6節 橋台工	3-6-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	1-16	
	3-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	1-16	
	3-6-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	1-17	
	3-6-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	1-17	
	3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	1-17	
	3-6-8		橋台躯体工			1-89	
第7節 RC橋脚工	3-7-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	1-16	
	3-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	1-16	
	3-7-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	1-17	
	3-7-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	1-17	
	3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	1-17	
	3-7-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎	1-18	
	3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式 重力式 半重力式		第10編3-5-9 橋脚躯体工	1-90
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		第10編3-5-9 橋脚躯体工	1-90
						1-91	
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	1-16	
	3-8-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	1-16	
	3-8-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	1-17	
	3-8-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	1-17	
	3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	1-17	
	3-8-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	1-18	
	3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型			1-91
		2	橋脚フーチング工	門型			1-92
	3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型			1-92
		2	橋脚架設工	門型			1-92
	3-8-11		現場継手工				1-92
	3-8-12		現場塗装工			第3編2-3-31現場塗装工	1-14
第9節 護岸基礎工	3-9-3		基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	1-15	
	3-9-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	1- 4	
第10節 矢板護岸工	3-10-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	1-15	
	3-10-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	1- 4	

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 法覆護岸工	3-11-2		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
	3-11-3		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	1-61
	3-11-4		緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック	1-19
	3-11-5		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
	3-11-6		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1-19
	3-11-7		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-56
	3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	1-11
			多自然型護岸工	巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	1-11
			多自然型護岸工	かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	1-11
	3-11-9		吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-55
	3-11-10		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54
	3-11-11 3-11-12		覆土工 羽口工	じゃかご	第1編2-3-5法面整形工 第3編2-3-27羽口工	1-2 1-12
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	1-12
				かご枠	第3編2-3-26羽口工	1-3
連節ブロック張り				第3編2-5-3-2連節ブロック張り	1-18	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-57
	3-12-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	1-57
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	1-46
	4-3-4		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	1-49
	4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-49
	4-3-6		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	1-50
	4-3-7		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	1-51
	4-3-8		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-50
	4-3-9		橋梁用高欄製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-50
	4-3-10		横断歩道橋製作工		第3編2-12-3桁製作工	1-46
	4-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	1-50
	4-3-13		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-52
第5節 鋼橋架設工	4-5-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13-3架設工(クレーン架設)	1-53
	4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)	1-53
	4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)	1-53
	4-5-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13-6架設工(架設桁架設)	1-53
	4-5-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13-7架設工(送出し架設)	1-53
	4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13-8架設工(トラベラークレーン架設)	1-53
	4-5-10	1	支承工	鋼製支承		1-93
2		支承工	ゴム支承		1-93	
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-14
第7節 床版工	4-7-2		床版工		第3編2-18-2床版工	1-60
第8節 橋梁付属物工	4-8-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-10
	4-8-3		落橋防止装置工			1-94
	4-8-5		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-94
	4-8-6		橋梁用防護柵工			1-94
	4-8-7		橋梁用高欄工			1-94
	4-8-8		検査路工			1-94

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	1-16
	4-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	1-16
	4-9-5		橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9橋脚フーチング工	1-91
				T型	第10編3-8-9橋脚フーチング工	1-91
	4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		第3編2-13 橋梁架設工	1-53
4-9-7		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	1-14	
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	5-3-2		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9プレビーム用桁製作工	1-51
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-50
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-49
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	1-49
	5-3-6		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-52
第5節 PC橋工	5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-7
				スラブ橋	第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	1-7
	5-5-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	1-7
	5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入）		第3編2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入）	1-8
	5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-8
	5-5-6		支承工		第10編4-5-10支承工	1-93
	5-5-7		架設工（クレーン架設）		第3編2-13-3架設工（クレーン架設）	1-53
	5-5-8		架設工（架設桁架設）		第3編2-13-6架設工（架設桁架設）	1-53
	5-5-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	1-60
	5-5-10		落橋防止装置工		第10編4-8-1落橋防止装置	1-94
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		1-95
	5-6-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-93
	5-6-4		架設工（クレーン架設）		第3編2-13-3架設工（クレーン架設）	1-53
	5-6-6		床版・横組工		第3編2-18-1床版工	1-8
	5-6-9		落橋防止装置工		第10編4-8-1落橋防止装置工	1-94
第7節 PCホロースラブ橋	5-7-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-93
	5-7-4		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	1-8
	5-7-5		落橋防止装置工		第10編4-8-1落橋防止装置	1-94
第8節 RCホロースラブ橋	5-8-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-93
	5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	1-8
	5-8-5		落橋防止装置工		第10編4-8-1落橋防止装置工	1-94
第9節 PC版桁橋工	5-9-2		PC版桁製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	1-8

【第9編 道路編】

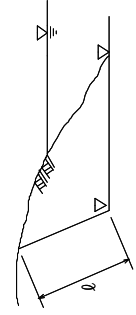
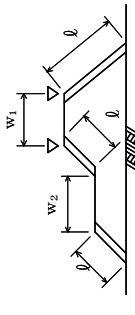
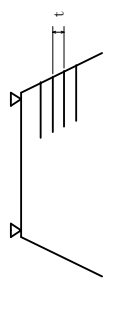
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 PC箱桁橋工	5-10-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-93
	5-10-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作	1-9
	5-10-5		落橋防止装置工		第10編4-8-1落橋防止装置	1-94
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	1-9
	5-11-3		支承工		第10編4-5-10支承工	1-93
	5-11-4		架設工(片持架設)		第3編2-13-1架設工(コンクリート橋)	1-54
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2		PC押し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押し箱桁製作工	1-9
	5-12-3		架設工(押し架設)		第3編2-13-1架設工(コンクリート橋)	1-54
第13節 橋梁付属物工	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-10
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-94
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	1-94
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	1-94
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	1-94
第6章 トンネル(NATM)						
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			1-95
	6-4-4		ロックボルト工			1-95
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			1-96
	6-5-4		側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	1-96
	6-5-5		床版コンクリート工			1-96
第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工			1-97
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1-13
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			1-97
	6-8-5		明り巻工			1-98
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	1-52
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			1-99
	11-6-4		カラー継手工			1-99
	11-6-5	1	防水工	防水		1-99
		2	防水工	防水保護工		1-99
3		防水工	防水壁		1-100	
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			1-100
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工	管路部		1-100
	12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		1-101
	12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	第10編11-6-2現場打躯体工	1-99
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			1-101
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	13-3-3		管路工	管路部	第10編12-5-2管路工(管路部)	1-100
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	1-101
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	14-4-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	1-37
	14-4-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	1-37
	14-4-5		切削オーバーレイ工			1-102
	14-4-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	1-37
	14-4-7		路上再生工			1-102
	14-4-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-33

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水構造物工	14-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	14-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	14-5-5		集水枘・マンホール工		第3編2-3-30集水枘工	1-14
	14-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1-13
	14-5-7		場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	1-13
	14-5-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	1-13
第6節 防護柵工	14-6-2		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-5
	14-6-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
	14-6-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	1-5
	14-6-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	1-5
第7節 標識工	14-7-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	1-4
	14-7-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	1-86
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	1-6
	14-8-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管	1-87
	14-8-6		照明工		第10編2-12-6照明工	1-87
第9節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	1-3
第10節 擁壁工	14-10-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	1-57
	14-10-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	1-57
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	1-18
	14-11-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	1-19
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	1-83
	14-12-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	1-12
第13節 法面工	14-13-2		植生工		第3編2-14-2植生工	1-54
	14-13-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	1-55
	14-13-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	1-56
	14-13-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	1-56
	14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	1-12 1-12
第15節 橋梁付属物工	15-15-2		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	1-10
	15-15-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	1-94
	15-15-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	1-94
	15-15-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	1-94
	15-15-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	1-94
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	1-6
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	16-3-4		桁補強材製作工			1-103
	16-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	1-50
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	1-37
	16-5-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	1-37
	16-5-5		切削オーバーレイ工		第10編14-4-5切削オーバーレイ工	1-102
	16-5-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ	1-37
	16-5-7		路上再生工		第10編14-4-7路上再生工	1-102
	16-5-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	1-33
第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	16-6-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	1-13
	16-6-5		集水枘・マンホール工		第3編2-3-30集水枘工	1-14
	16-6-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	1-13
	16-6-7		場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	1-13
	16-6-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	1-13

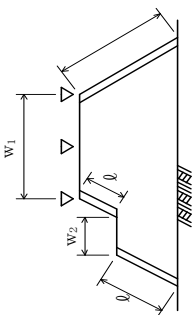
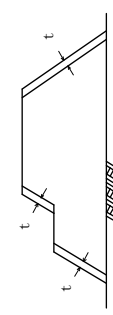
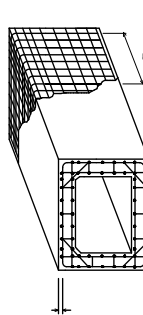
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長ℓ	-200 法長-4%			
1	2	3	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法層で測定。		
						法長ℓ	-100 法長-2%			
						幅 w ₁ , w ₂	-100			
1	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			

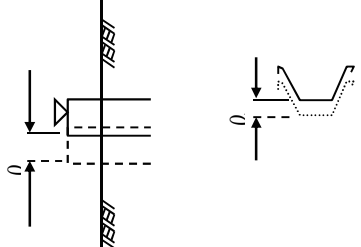
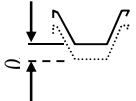
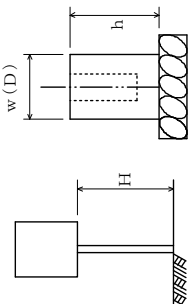
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
							幅				
1	共通編	2	土工	6		堤防天端工	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200m につき1箇所、200m 以下は2箇所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
1	共通編	2	土工	2		掘削工	基準高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
							法長 θ	-200			
							幅	法長-4%			
							幅	-100			

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4			路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
							法長ℓ	ℓ < 5 m ℓ ≥ 5 m			
							幅	法長-2% -100			
							厚	-100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5			法面整形工 (盛土部)	厚	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
							平均間隔 d	±φ			
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4			組立て	かぶり t	±φ ±φかつ 最小かぶり 以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編13.2）参照。但し、道路橋仕方書の適用を受ける橋については、道路橋仕方書（Ⅲ）コンクリート橋編 6.6)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である中空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。		

出来形管理基準及び規格値

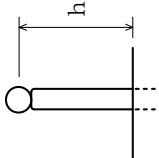
単位：mm

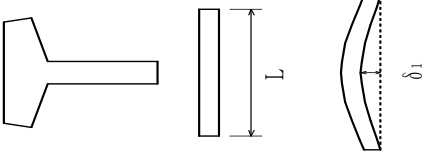
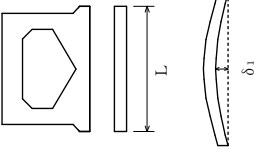
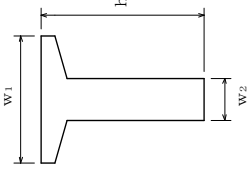
編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合)につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
				根入長	設計値以上				
				変位	100				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	縁石工 (縁石・アスカープ)	延長L	-200	1 箇所/1 施工箇所			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	小型標識工	設置高さH	設計値以上	1 箇所/1 基 基礎 1 基毎			
				基礎	幅w (D)				-30
					高さh				-30
				根入れ長	設計値以上				

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7			防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。		
							高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1		路側防護柵工 (ガードレール)	幅 w	-30	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。		
							高さ h	-30			
							ビーム取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2		路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1箇所/1基礎毎		
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
							ケーブル取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所		

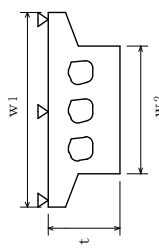
単位：mm

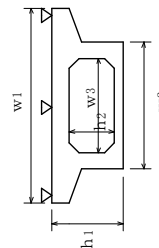
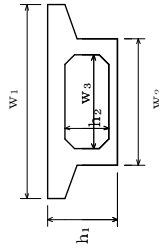
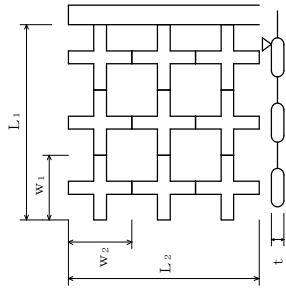
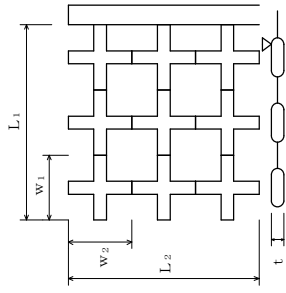
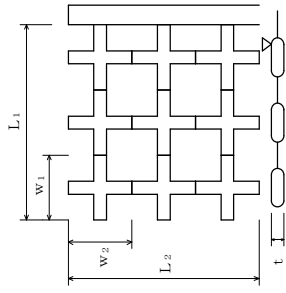
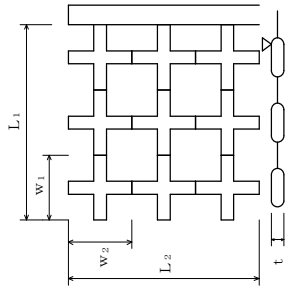
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9			区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
							幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10			道路付属物工 (相線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11			コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ-74 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

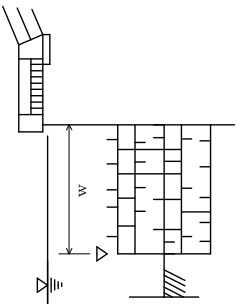
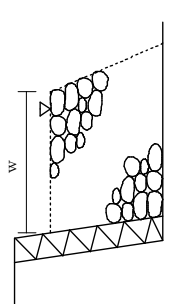
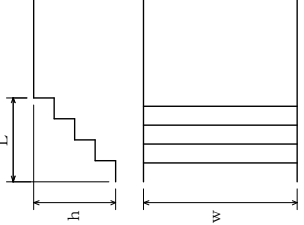
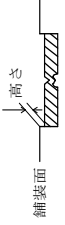
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた桁)		桁長 L (m)	± L / 1000	桁全数について測定。桁桁のそりは中央の値とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
							断面の外形寸法	± 5			
							橋桁のそり δ_1	± 8			
							横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)		桁長 L (m)	± 10... L ≤ 10m ± L / 1000... L > 10m	桁全数について測定。桁桁のそりは中央の値とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
							断面の外形寸法	± 5			
							橋桁のそり δ_1	± 8			
							横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポストテンション桁製作工		幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		
							幅 (下) w_2	± 5			
							高さ h	+10 -5			
							桁長 ℓ 支間長	ℓ < 15... ± 10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

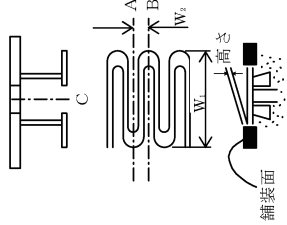
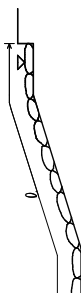
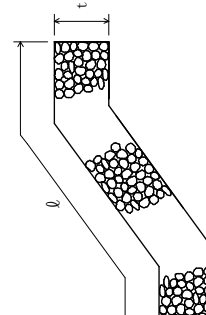
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	断面の外形寸法 (mm)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
							断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストリング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする ℓ : 支間長 (m)			
							$\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)			
							$\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内				

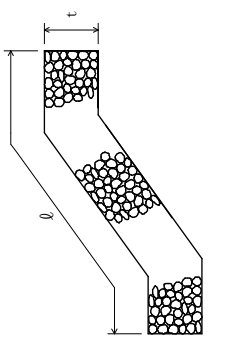
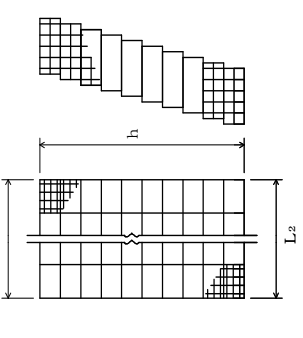
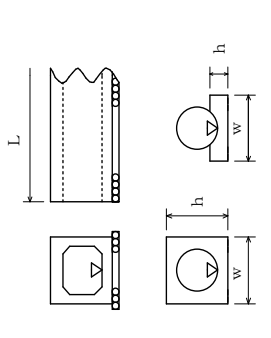
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	PC箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）							
							幅(上) w ₁	-5~+30								
	幅(下) w ₂	-5~+30														
	内空幅 w ₃	±5														
	高さ h ₁	+10 -5														
	内空高さ h ₂	+10 -5														
	桁長 ℓ	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内														
	2 一般施工	3 共通の工種	16	2			根固めブロック工	根固めブロック工				幅(上) w ₁	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		
												幅(下) w ₂	-5~+30			
	内空幅 w ₃	±5														
高さ h ₁	+10 -5															
内空高さ h ₂	+10 -5															
桁長 ℓ	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内															
2 一般施工	3 共通の工種	17	3	1	根固めブロック工	根固めブロック工			基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。					
									乱	± t / 2						
2 一般施工	3 共通の工種	17	3	2	根固めブロック工	根固めブロック工			厚さ t	-20	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。					
									幅 w ₁	-20						
2 一般施工	3 共通の工種	17	3	3	根固めブロック工	根固めブロック工	乱	- t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。							
							延長 L ₁	-200								
2 一般施工	3 共通の工種	17	3	3	根固めブロック工	根固めブロック工	乱	- t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。							
							延長 L ₂	-200								

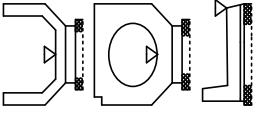
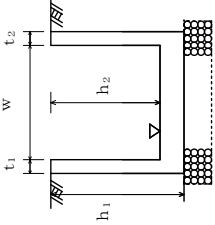
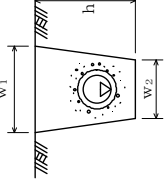
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	18		沈床工		基準高 ∇	±150	1組毎		
								幅 w	±300			
								延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	19		捨石工		基準高 ∇	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
								幅 w	-100			
								延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	22		階段工		幅 w	-30	1回/1施工箇所		
								高さ h	-30			
								長さ L	-30			
3	土木工事共通編	2	一般施工	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	舗装面に対し 0~-2	両端及び中央部付近を測定。		
								表面の凹凸	3			
								仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

編		章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンゲージジョイント)		高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。					
								据付け高さ	3						
								車線方向各点誤差の相対差	3						
								表面の凹凸	2						
								歯型板面の歯咬み合い部の高低差	±2						
								縦方向間隔W ₁	±5						
								横方向間隔W ₂	±2						
								仕上げ高さ	舗装面に対し0～-2						
								基準高▽	±500				施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
								法長ℓ	-200						
延長L	-200														
法長ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。													
厚さt	-0.2t														
延長L	-200														
法長ℓ	-200														

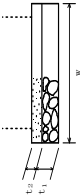
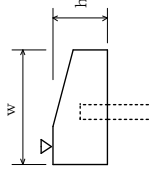
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	27	1	羽口工 (じゃかご)		法長 ϕ	$\phi < 3\text{ m}$	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき 2 箇所。			
									$\phi \geq 3\text{ m}$	-100				
									厚さ t	-50				
3	土木工事共通編	2	一般施工	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)		高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき 2 箇所。				
									延長 L ₁ , L ₂					-200
3	土木工事共通編	2	一般施工	28		プレキヤストカルバート工 (プレキヤストボックス工) (プレキヤストパイプ工)		基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎				
									※幅 w					-50
									※高さ h					-30
									延長 L					-200

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	側溝工 (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							延長 L	-200	1箇所 / 1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							厚さ t_1, t_2	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	-30			
							延長 L	-200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							幅 w_1, w_2	-50			
							深さ h	-30			
							延長 L	-200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30			集水樹工	基準高▽	±30	1 箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31			現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>		

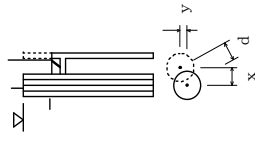
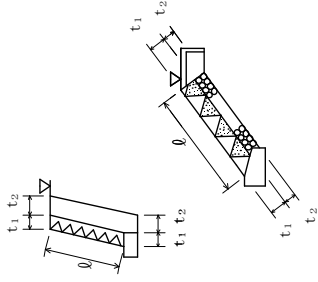
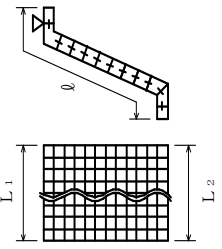
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき 2 箇所。		
							厚さ t ₁ , t ₂	-30			
							延長 L	各構造物の規格値による			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき 2 箇所。		
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
							延長 L	-200			

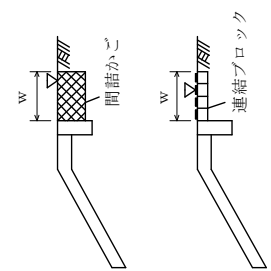
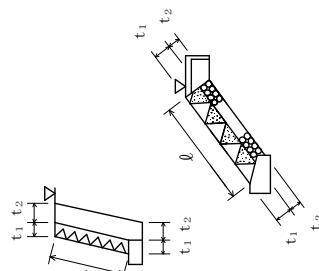
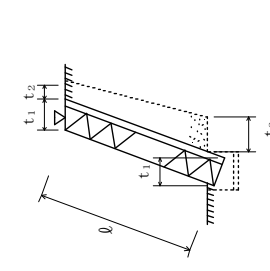
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2		基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
							延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	D/4 以内かつ100以内			
							傾斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2		既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	100以内			
							傾斜	1/100以内			
							杭径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5			場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	100以内			
							傾斜	1/100以内			
							杭径 D	(設計径(公称径)-30)以上			

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6			深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	150以内			
							傾斜	1/50以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7			オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
							ケーソンの長さ l	-50			
							ケーソンの幅 w	-50			
							ケーソンの高さ h	-100			
							ケーソンの壁厚 t	-20			
							偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8			ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
							ケーソンの長さ l	-50			
							ケーソンの幅 w	-50			
							ケーソンの高さ h	-100			
							ケーソンの壁厚 t	-20			
							偏心量 d	300以内			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。			
							根入長	設計値以上				
							偏心量 d	300以内				
3	土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。			
							法長ℓ	ℓ < 3 m				-50
								ℓ ≥ 3 m				-100
							厚さ(ブロック積張) t ₁					-50
								厚さ(裏込) t ₂				-50
							延長 L	-200				
3	土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2箇所。			
							法長 ℓ	-100				
							延長 L ₁ , L ₂	-200				

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
							法長 phi	-50			
							厚さ(ブロック) t1	-50			
							厚さ(裏込) t2	-50			
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
							法長 phi	-50			
							厚さ(石積・張) t1	-50			
							厚さ(裏込) t2	-50			
							延長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	6	一般舗装工	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい る。舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15	—		
						幅	-50	-50	—	—	—		
3	土木工事共通編	6	一般舗装工	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	—	基準高は延長40m 毎に1箇所の割と し、道路中心線および端部で測定。厚 さは各車線200m 毎に1箇所を掘り起 こして測定。幅は、延長80m 毎に1箇 所の割に測定。 幅は、延長80m 毎に1箇所の割とし、 厚さは各車線200m 毎に1箇所を掘り 起こして測定。	
						幅	-50	-50	—	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事であり、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなくてはならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50	-50	-	-			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1箇所の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-	維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mmに1箇所の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	
						幅	中規模以上	-25	中規模以上	-	維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。		
						平坦性							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	中規模以下	-30	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅		-50					
						厚 さ		-15		-7			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ		-20		-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅		-50					
						厚 さ		-9		-4			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ		-12		-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅		-25					
						厚 さ		-7		-3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ		-25		-2	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅		-25					
						平坦性					3m ² プロファイルゲージ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事は、中規模以上の工事に比べ規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>		
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。</p>		
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p>		
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—			3 m ² 以下 (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下			

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)			
								中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	土木工事共通編	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	標準高▽	±50	—	—	基準高は片側延長40m毎に1箇所分割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。			
							t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
							幅	-100	—				
3	土木工事共通編	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所分割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。				
						幅	-25	—					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-25	-				
						平坦性	-		3m ² プロファイル直読式(足付き) (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1箇所を割りし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方で、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなげればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなげなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45	-15	—			
						幅	-50	—	—			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所を割りし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	中規模以上 -25	平均の測定値 (X ₁₀) 中規模以上 -8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	概要	
						幅	-50	-				厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	中規模以上 -9	平均の測定値 (X ₁₀) 中規模以上 -3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	概要	
						幅	-25	-				厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	中規模以上 -10	平均の測定値 (X ₁₀) 中規模以上 -3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					幅	小規模以下 -25	—			
					平坦性	—	コンクリートの硬化後の3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 基準高は、延長40m毎に1箇所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割合に測定。		
					基準高▽	±40	±50		—	
					厚 さ	-45	-15		—	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	
					幅	-50	—	—		
					厚 さ	-50	—	—		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
							小規模以下	-30				
							幅	-50				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さの平均値は適用しない。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							-12					-3
							幅					-25
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							-35					-4.5
							平坦性					—
						目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は、延長40m毎に1箇所を割りとし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方で、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-8	幅は、延長80m毎に1箇所を割りとし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)	中規模以上			
3	2	6	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上 -25	平均の測定値 (X ₁₀) -8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	概要	
					幅	-50	—				
3	2	6	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	中規模以上 -15	平均の測定値 (X ₁₀) -5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					幅	-50	—				
3	2	6	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上 -9	平均の測定値 (X ₁₀) -3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。			
					幅	-25	—				

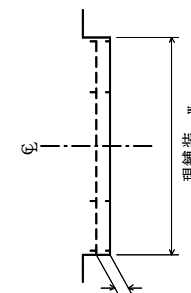
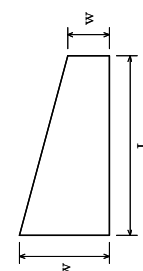
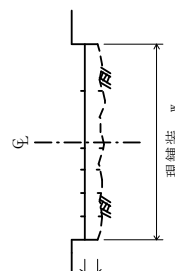
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)	中規模以上			
3	3 土木工事共通編	2 一般施工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方で、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45	-15	-15			
						幅	-50	—	—			
3	3 土木工事共通編	2 一般施工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						幅	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

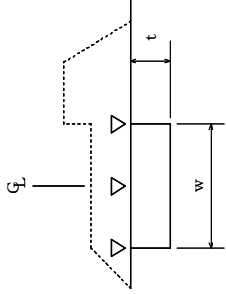
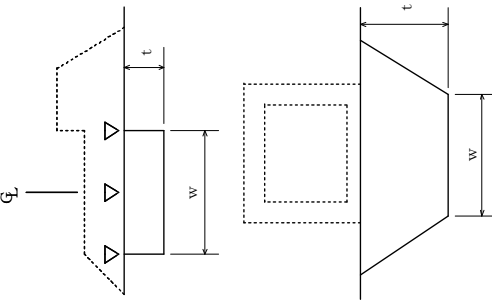
単位：mm

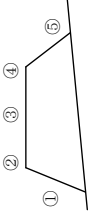
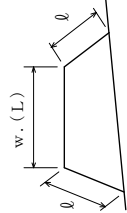
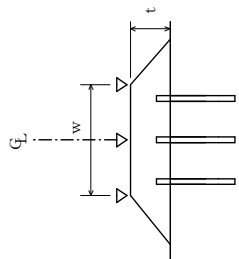
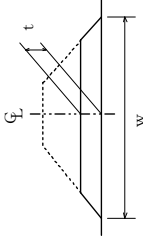
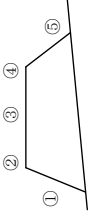
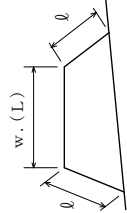
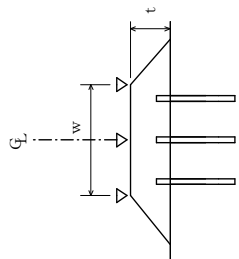
編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
						個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)					
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上	平均の測定値 (X ₁₀)	中規模以上	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方が2,000㎡以上とする。中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
						小規模以下	-25	-30				-8
							-50	-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							-50	-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。			
							-25	-				

単位：mm

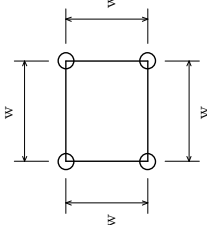
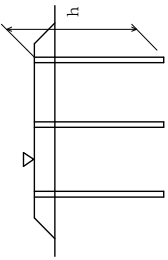
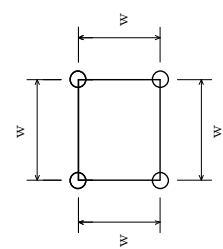
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。			
						幅 w	-25	-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1箇所/1施工箇所			
						延長L	-100					
						厚さ t	該当工種					
						幅 w	-25					
						延長L	-100					
						厚さ t	該当工種					
						路盤工						
						舗設工						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。			
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	-	3mプロファイルデータ (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				

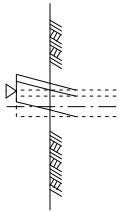
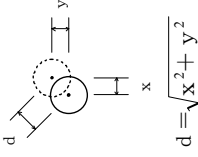
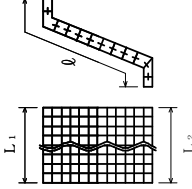
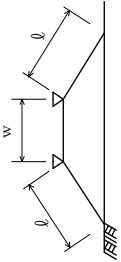
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1箇所割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
							施工厚さ t	-50			
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3		置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
							置換厚さ t	-50			
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
							法	-500			
							天端幅	-300			
			天端延長	-500	<p>w. (L) は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>						
			基準高	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25m) の場合は50m) につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>						
			厚さ	-50							
			幅	-100							
			延長	-200							
3	土木工事共通編	2	一般施工	5		パイルネット工	施工厚さ	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25m) の場合は50m) につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		
							幅	-100			
							延長	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6		サンドマット工	基準高	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
							法	-500			
							天端幅	-300			
			天端延長	-500	<p>w. (L) は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>						
			基準高	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25m) の場合は50m) につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>						
			厚さ	-50							
			幅	-100							
			延長	-200							

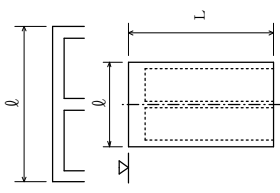
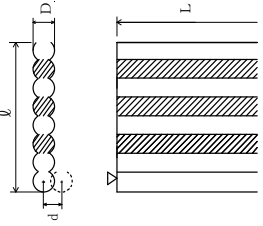
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	バーチャルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		単位：mm
							杭径D	設計値以上	全本数		
3	土木工事共通編	2	一般施工	8	地盤改良工	縮固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さh	設計値以上	全本数 計器管理にかえることができる。	※余長は、適用除外	
							標準高▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。		
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔w	D/4以内	全本数		
							杭径D	設計値以上	全本数		
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	深さφ	設計値以上	全本数		

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合）につき1箇所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
							根入長	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
							配置誤差 d	100			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	3	土留・仮締切工 (連筋ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							延長 L ₁ L ₂	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
							天端幅 w	-100			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	法 長 ℓ	-100			

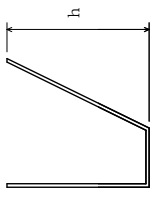
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

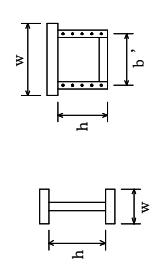
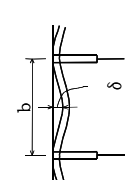
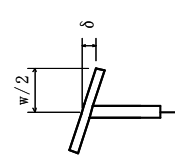
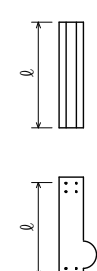
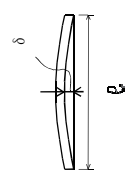
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
3	2	10	9		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。		
						連壁の長さ ø	-50	変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						変位	300			
						壁体長 L	-200			
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。		D：杭径
						連壁の長さ ø	-50	変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

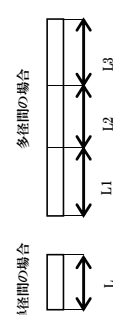
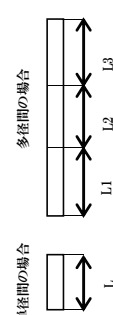
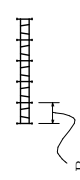
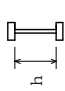
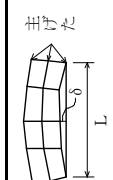

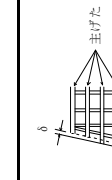
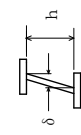
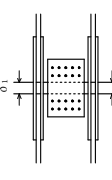
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3		2	12	1	1	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 鑄造費(金属支承工)	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		
				センターボスを基準にした孔位置のずれ							
				中心距離			≤1000mm	1 以下			
				センターボスを基準にした孔位置のずれ			>1000mm	1.5以下			
				孔の直径			≤100mm	+3 -1			
							>100mm	+4 -2			
				アンカーボルト用孔(鑄放し)			孔の中心距離	JIS B 0403-95 CT13			
				センターボス			ボスの直径	+0 -1			
							ボスの高さ	+1 -0			

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編		2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費(金属支承工)	上唇の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-95 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に對してはCT13を適用する。		
							全移動量 ϕ	± 2			
							組立高さH	± 3			
								± 3			
3 土木工事共通編		2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費(大型ゴム支承工)	幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度: 1 個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差		
							500 < w, L, D ≤ 1500 mm	0 ~ +1%			
							1500 < w, L, D	0 ~ +15			
							厚さ t ≤ 20 mm	± 0.5			
3 土木工事共通編		2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費(大型ゴム支承工)	20 < t ≤ 160	$\pm 2.5\%$			
							160 < t	± 4			
							平面度	1			

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2	12	1	3	仮設材製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
							部 材				
3	土木工事共通編	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定。		
							外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$			

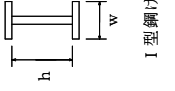
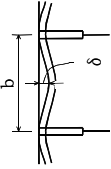
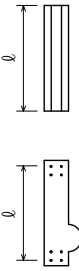
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
							鋼げた等	トラス・アーチ等							
3	2	12	3	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション/仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots \dots$ $2.0 < w$	鋼げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。	 I型鋼げた トラス弦材							
						鋼げた及びトラス等の部材の腹板 板の平面度 δ (mm)	$h/250$			鋼げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	 				
						鋼げた及びトラス等のフランジのデット キアプレート フランジの直角度 δ (mm)	$b/150$ $w/200$			原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。					
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$ $\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$			 主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)					
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$								
						※規格値の w , に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ , フランジの直角度 δ , 圧縮材の曲り δ 」の規格値の h , b , w , に代入する数値は mm 単位の数値とする。									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
								鋼けた等	トラス・アーチ等								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	± (10+L/10) ± (10+Ln/10)	各けた毎に全数測定。	単独間の場合 	多径間の場合 							
						主げた、主構の中心間距離 B (m)	± 4..... B ≤ 2 ± (3+B/2) B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。									
						主構の組立高さ h (m)	± 5..... h ≤ 5 ± (2.5+h/2) h > 5	—	両端部及び中心部を測定。								
						主げた、主構の通り δ (mm)	5+L/5..... L ≤ 100 25..... L > 100	最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)									
						主げた、主構のそり δ (mm)	-5~+5..... L ≤ 20 -5~+10..... 20 < L ≤ 40 -5~+15..... 40 < L ≤ 80 -5~+25..... 80 < L ≤ 200	各主げたについて10~12m間隔を測定。 L：主げたの支間長 (m)									
						主げた、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主げた (主構) 端を測定。									
						主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主げたの高さ (mm)									
						現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	設計値±5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。									
						※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。											

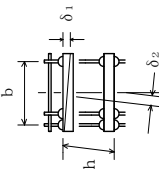
出来形管理基準及び規格値

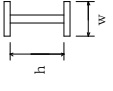
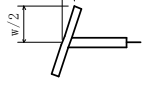
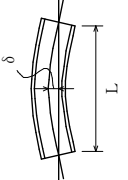
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	工場製作工 共通	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組などに、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた			
						腹板高 h (m)	h / 250				主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
						鋼げた等の 部材の腹板 の平面度 δ (mm)	b / 150					
部材精度						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主げた 主要部材全数を測定。				
						鋼げた 部材長 l (m)	±3 …… l ≤ 10 ±4 …… l > 10					
※規格値のw,に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ, フランジの直角度δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。												

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	3	桁製作工 (鋼製えん堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。							
							堤 長 L	±30								
							堤 長 ℓ	±10								
							堤 幅 W	±30								
							堤 幅 w	±10								
							高 さ H	±10								
							ベースプレートの高さ	±10								
							本体の傾き	±H/500								
							部材	部材長 ℓ (m)				$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。			
							部材	部材長 w (m)				0 ~ +30				
仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 ±4	両端及び中央部付近を測定。	 (実測値) $\delta 2$												
	フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	±2														
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5	4	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。						
							仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 ±4						両端及び中央部付近を測定。	
								フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	±2							
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5	4	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。						
							仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 ±4						両端及び中央部付近を測定。	
								フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	±2							

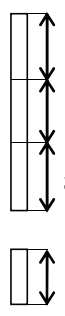

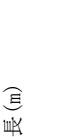

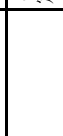
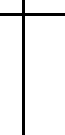

出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。	
							鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$		
							高さ h (mm)	± 5		

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9			プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼けた						
							腹板高 h (m)	±3..... 0.5 < w ≤ 1.0								
							部材	フランジの直角度 δ (mm)				w/200				
							部材	部材長 ℓ (m)				±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10		原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
							仮組立時	主げたのそり δ				-5 ~ +5 ... ℓ ≤ 20 -5 ~ +10 ... 20 < ℓ ≤ 40				
							部材	部材長 ℓ (m)				±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10				図面の寸法表示箇所を測定。

出来形管理基準及び規格値

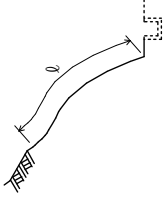
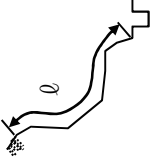
単位：mm		摘要	測定箇所	測定基準	規格値	測定項目	種	工	枝番	条	節	章	編
				<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	塗膜厚		工場塗装工		11	12 工場製作工 共通	2 一般施工	3 土木工事 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブリングレーン架設) (ケーブリングエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバアラークレーン架設)	全長L (m) 支間長L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各けた毎に全数測定。	 <p>単径間の場合 多径間の場合</p>	単位:mm
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主げた・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主げた、主構を全数測定。 L: 主げた・主構の支間長(m)		
						※主げた、主構の中心間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)...B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主げたの橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10	どちらから一方の主げた(主構)端を測定。		
						※主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主げたの両端部を測定。h: 主げた・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値 ±5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

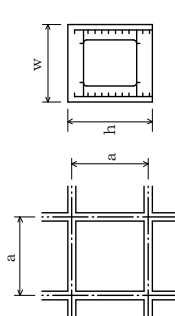
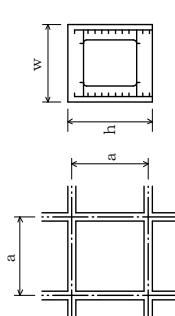
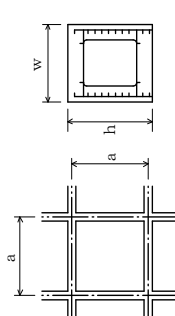
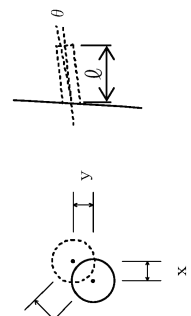
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	13	橋梁架設工		架設工(コングリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。				
							桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。				
							そり	—	主桁を全数測定。				
3	土木工事共通編	2	14	法面工 共通	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2箇所。				
							法長 ℓ	法長の-4%					
							盛土法長 ℓ	-100					
							法長 ℓ	法長の-2%					
				延長 L	-200	1施工箇所毎							
		2	14	法面工 共通	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
									法長 ℓ	法長の-4%			
									厚さ t	-10			
厚さ t	-20												
		延長 L	-200	1施工箇所毎									

単位：mm

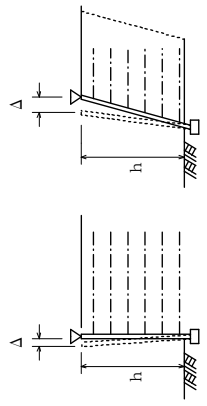
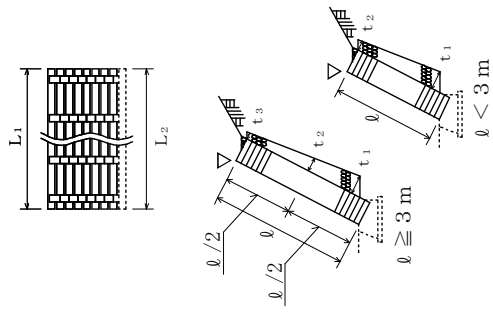
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	3		吹付工 (仮設を含む) (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3 \text{ m}$	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		
								$l \geq 3 \text{ m}$	-100			
							長さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10	200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。		
								$t \geq 5 \text{ cm}$	-20			
							延	長 L	-200	1施工箇所毎		

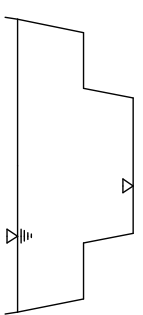
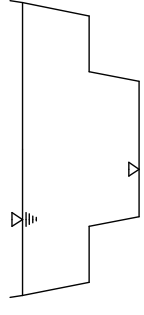
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		曲線部は設計図書による	
							$\ell \geq 10m$	-200				
							幅 w	-30	枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							高さ h	-30				
							枠中心間隔 a	±100				
							延長 L	-200	1 施工箇所毎			
		2	14	4	2	2	法枠工 (プレキャスト枠工)	法長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		曲線部は設計図書による
								$\ell \geq 10m$	-200			
								延長 L	-200	1 施工箇所毎		
								削孔深さ ϕ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		
								配置誤差 d	100			
								せん孔方向 θ	±2.5度			
										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1			(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。			
							厚さ t	-20				
							裏込厚さ	-50				
							幅 w_1, w_2	-30				
							高さ h	-50				
							高さ h	-100				
	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2				プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
								延長 L	-200			
								延長 L	-200			
								延長 L	-200			
								延長 L	-200			
								延長 L	-200			

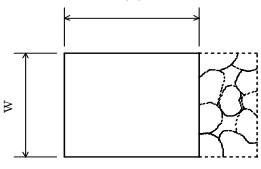
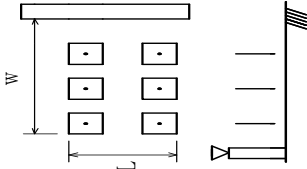
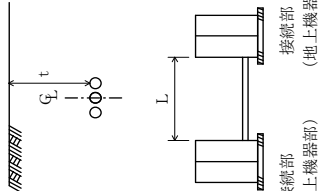
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
3	土木工事共通編	2	共通の工種	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。												
							高さ h	-50													
								-100													
							鉛直度 △	±0.03hかつ ±300以内													
							控え長さ	設計値以上													
							延長 L	-200				1 施工箇所毎									
							3	土木工事共通編				2	一般施工	4		井桁ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
																	法長 ϕ	-50			
																		-100			
																	厚さ t_1, t_2, t_3	-50			
延長 L_1, L_2	-200	1 施工箇所毎																			

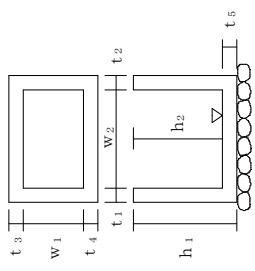
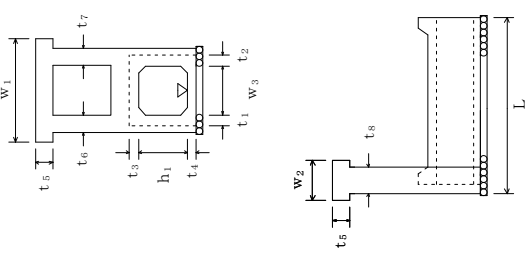
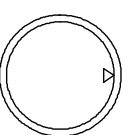
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	一般施工	16	浚渫工 共通	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	上限	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。					
								下限						
								200ps	+200			-800		
								500ps	+200			-1000		
								1000ps	+200			-1200		
								電気船	250ps			+200	-800	
									ディーゼル船			420ps	+200	-1000
												600ps	+200	-1000
								1350ps	+200			-1200		
													幅	-200
			延長	-200										
3	土木工事共通編	2	一般施工	16	浚渫工 共通	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船)	基準高▽	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。						
							上限							
							幅	-200						
							延長	-200						

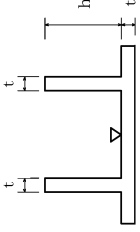
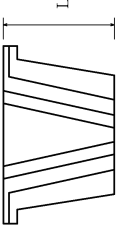
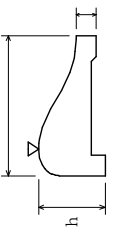
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3		土木工事共通編	2	一般施工		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		注)新設のコックリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のポックルカールバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコックリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」も併せて適用する
			幅	w		0～+30					
			厚	t		-10～+20					
			鉄筋のかぶり			設計値以上		1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。			
			鉄筋の有効高さ			±10					
			鉄筋間隔			±20		1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
			上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合			±10					

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
5	河川編	1	築堤護岸工	4		護岸付属物工	幅	-30				
							高さ	-30				
5	河川編	1	築堤・護岸	8		杭出し水制工	基準高	▽	±50	1組毎		
							幅	w	±300			
							方向	向	±7°			
							延長	長 L	5 -20(河川編)			
5	河川編	1	築堤・護岸	3		配管工	埋設深	t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1箇所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		
							延長	L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	※は現場打部分のある場合 1箇所毎											
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20												
						※幅 w_1, w_2	-30												
						※高さ h_1, h_2	-30												
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本體工	6	1	函渠工 (本體工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び 函面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、区面の寸法表示箇所 にて測定。 プレキヤラスト製品使用の場合は、製品 寸法を規格証明書で確認するものと し、『基準高』と『延長』を測定。											
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20												
						幅 w_1, w_2	-30												
						内空幅 w_3	-30												
						内空高 h_1	±30												
						延長 L	-200												
						5 河川編	3 樋門・樋管				5 樋門・樋管本體工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1箇所、延長40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき 2箇所。		
															延長 L	-200			

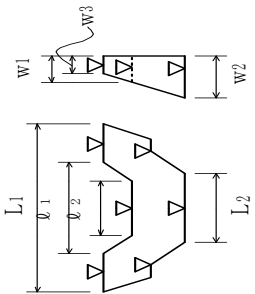
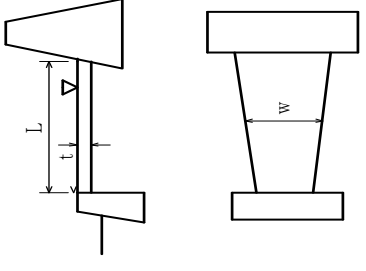
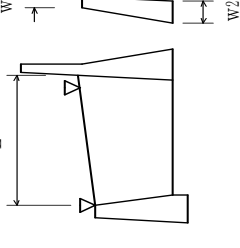
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8			翼壁工 水叩工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所での測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
5 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11			床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所での測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
5 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14			閘門工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所での測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
5 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10			堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所での測定。 基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所での測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							堰長 L	-50			
								-100			

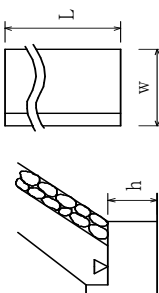
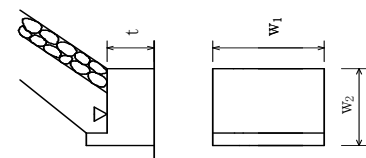
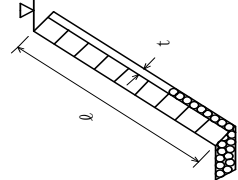
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5	河川編	堰	8	魚道工		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							厚さ t_1, t_2	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	-30			
							延長 L	-200			
5	河川編	堰	9	管理橋下部工		管理橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
							厚さ t	-20			
							天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
							天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
							敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
							高さ h_1	-50			
							胸壁の高さ h_2	-30			
							天端長 l_1	-50			
							敷長 l_2	-50			
							胸壁間距離 l	±30			
							支点長及び中心線の変化	±50			

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川編	6 排水機場	4 機場本體工	6			本體工	基準高 ∇	±30	図面の表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	±30			
							延長 L	-50			
5 河川編	6 排水機場	4 機場本體工	7			燃料貯油槽工	基準高 ∇	±30	図面の表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
5 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7			コンクリート床版工	基準高 ∇	±30	図面の表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

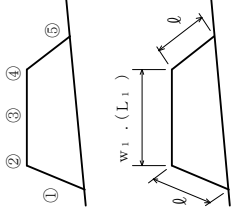
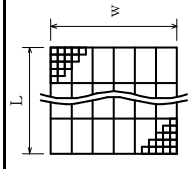
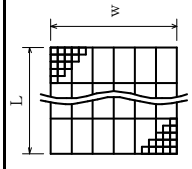
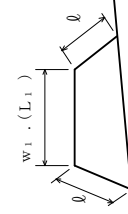
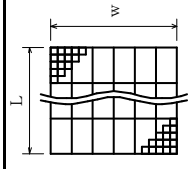
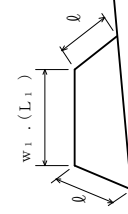
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 ϕ_1, ϕ_2	±50			
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
5 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6	河川海岸編	1	堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							幅 w	-30				
							高さ h	-30				
							延長 L	-200				
6	河川海岸編	1	堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	±50	ブロック個数40個につき1箇所の割合で測定。基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							ブロック厚 t	-20				
							ブロック縦幅 w_1	-20				
							ブロック横幅 w_2	-20				
							延長 L	-200				
6	河川海岸編	1	堤防・護岸	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							法長 ϕ	$\phi < 5\text{ m}$				-100
								$\phi \geq 5\text{ m}$				$\phi \times (-2\%)$
							厚さ t	-50				
							延長 L	-200				

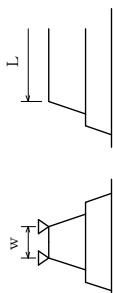
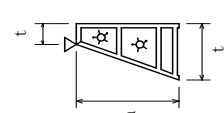
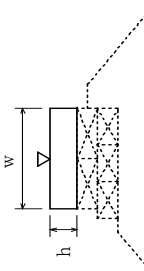
出来形管理基準及び規格値

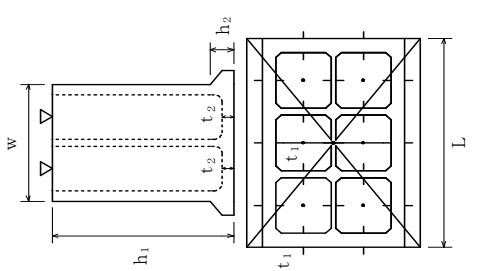
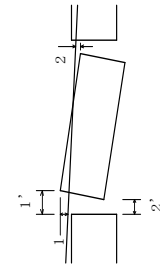
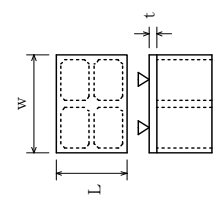
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川海岸編	1	堤防・護岸	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							法長 l	$l < 3\text{ m}$			
								$l \geq 3\text{ m}$			
							厚さ t	$t < 100$			
								$t \geq 100$			
裏込材厚 t'	-50										
延長 L	-200										
6	河川海岸編	1	堤防・護岸	2		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							幅 w	-50			
							厚さ t	-10			
							基礎厚 t'	-45			
							延長 L	-200			
6	河川海岸編	1	堤防・護岸	3		波返工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							幅 w_1, w_2	-30			
							高さ $h < 3\text{ m}$	-50			
								h_1, h_2, h_3			
							高さ $h \geq 3\text{ m}$	-100			
	h_1, h_2, h_3										
延長 L	-200										

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6	河川海岸編	2	突堤基礎工	4		捨石工		本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
								表面均し	±100				
								荒均し	±500				
								被覆均し	±300				
								基準高▽	±500				
								法	±300				
								長 ℓ	-100				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
								天端幅 w ₁	-100				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。
								天端延長 L ₁	-200				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。
								幅延	-300				
延	-500												
基準高▽	±500												
法	±300												
長 ℓ	-100	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。											
天端幅 w ₁	-100	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。											
天端延長 L ₁	-200	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。											
吸出し防止工	5												
基礎	±500												
法	±300												
長 ℓ	-100				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。								
天端幅 w ₁	-100				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
天端延長 L ₁	-200				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
2	突堤本体工												
2	突堤・人工岬												
2	突堤・人工岬												

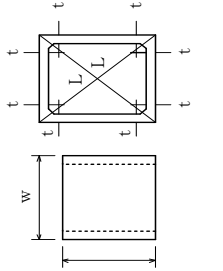
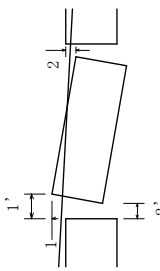
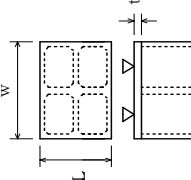
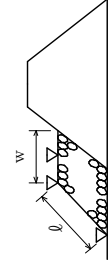
出来形管理基準及び規格値

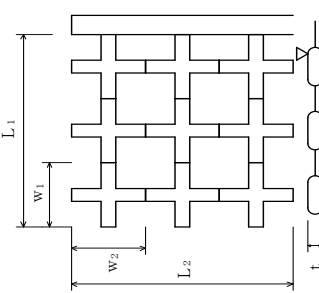
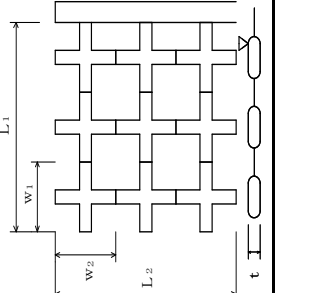
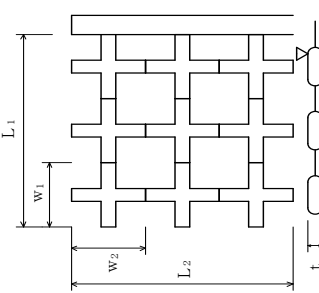
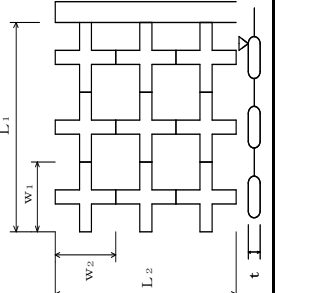
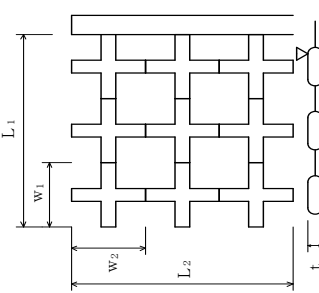
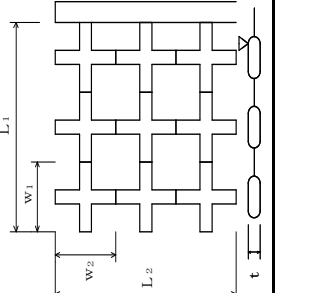
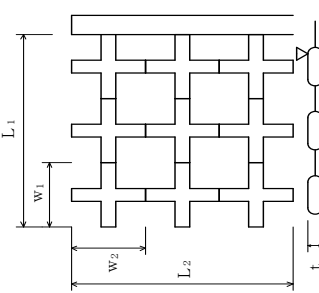
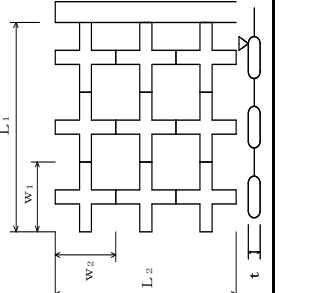
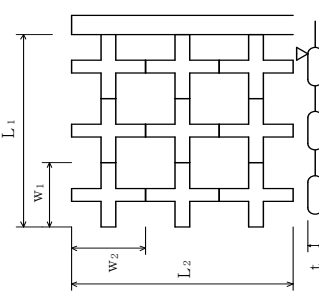
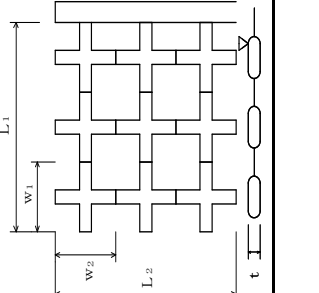
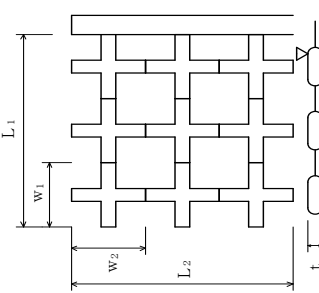
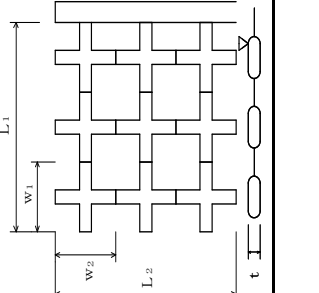
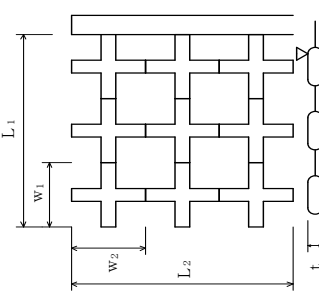
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	(層積) ブロック規格26t未満	±300		
							(層積) ブロック規格26t以上	±500		
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2		
						天端幅 w		±ブロックの高さの1/2		
						天端延長 L		±ブロックの高さの1/2		
						基準高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。延長は、センターラインで行う。		
					厚さ t	-50				
					高さ h	-50				
					高さ h	-100				
				延長 L	-200					
								1 施工箇所毎		
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
6	河川海岸編	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	±100	各室中央部1箇所				
							コンクリート	±50					
							壁 厚 t ₁	±10					
							幅 w	+30, -10					
							高さ h ₁	+30, -10					
							長さ L	+30, -10					
							底版厚さ t ₂	+30, -10					
							フーチング高さ h ₂	+30, -10					
							法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未滿 ±100 ケーソン重量2000 t以上 ±150				据付完了後、両端2箇所	
							据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t未滿 100以下 ケーソン重量2000 t以上 200以下				据付完了後、天端2箇所	
6	河川海岸編	2	5	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	±30	1室につき1箇所(中心)				
							陸 上	±50					
							水 中	±30					
							厚 さ t	±30					
							幅 w	±30					
長さ L	±30												

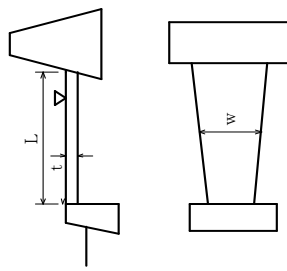
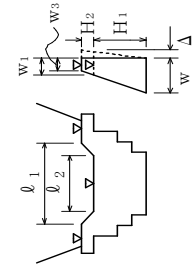
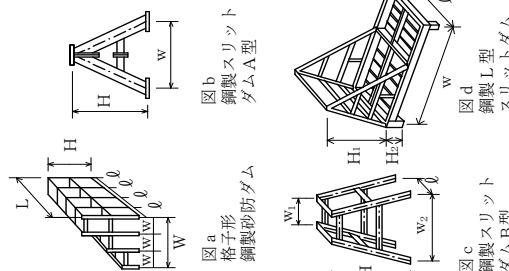
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川海岸編	2	突堤・人工岬	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		
							幅 w	+20, -10			
							高さ h	+20, -10			
							長さ L	+20, -10			
6	河川海岸編	2	突堤・人工岬	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)		
							隣接ブロックとの間隔 1'、2'	50以下			
6	河川海岸編	2	突堤・人工岬	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	陸上	±30	1室につき1箇所(中心)		
							水中	±50			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
							長さ L	±30			
6	河川海岸編	2	突堤・人工岬	2	捨石工	基準高▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						異形 ⁷ ブロック据付面(乱積)の高さ	±300				
						異形 ⁷ ブロック据付面(乱積)以外の高さ					
						法長 ℓ	-100				
						天端幅 w	-100				
	天端延長 L	-200									

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川海岸編	突堤・人工岬	6	根固め工		根固めブロック工	基準高▽	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							乱	± t / 2			
							厚	-20	幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
							層積	-20			
							幅 w1	- t / 2	1 施工箇所毎		
							幅 w2				
							延長 L1	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							延長 L2				
							層積	-200	幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
							乱	- t / 2			
基準高▽	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。									
乱	± t / 2										
厚	-20	幅、厚さは40個につき1箇所測定。									
幅 w1, w2	-20										
延長 L1, L2	-200	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。									
均し	±50										
6	河川海岸編	海城堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3	海城堤基礎工		捨石工	本	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500			
							荒均し	±300	幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
							異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±500			
							被覆均し	±500	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
							異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300			
							法	-100	幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
							長 ℓ	-100			
							天端幅 w1	-100	幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
							天端延長 L1	-200			

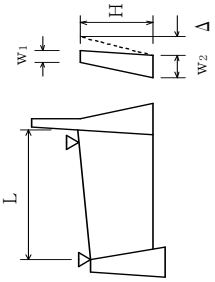
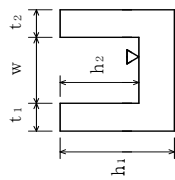
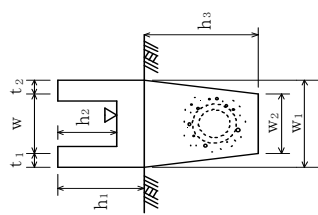
出来形管理基準及び規格値

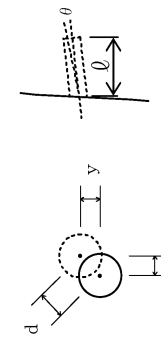
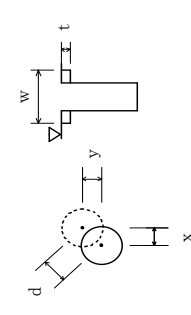
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	砂防編	1	3	4		鋼製えん堤仮設材製作工	部材	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
							部材					
7	砂防編	1	8	4		コンクリートえん堤本体工	基準高	▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
							天端部堤幅	w_1, w_3, w_2	-30			
							水通しの幅	ϕ_1, ϕ_2	±50			
							堤長	L_1, L_2	-100			
7	砂防編	1	8	6		コンクリート御壁工	基準高	▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
							幅	w_1, w_2	-30			
							長さ	L	-100			

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
7	砂防編	1 砂防えん堤	8	8		水叩工	基準高▽	±30	図面の表示箇所に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。					
							幅 w	-100						
							厚さ t	-30						
							延長 L	-100						
7	砂防編	1 砂防えん堤	9	5	1	鋼製えん堤本体工 (不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。					
							長さ ℓ_1, ℓ_2	±100						
							幅 w_1, w_3	±50						
							下流側倒れ△	±0.02H ₁						
							袖高▽	±50						
							幅 w_2	±50						
							下流側倒れ△	±0.02H ₂						
							堤長 L 格	±50				(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型		
							堤長 ℓ 格・B・L	±10						
							堤幅 W 格	±30						
							堤幅 w 格・B・L	±10						
							堤幅 w A	±5						
高さ H 格・B・L	±10													
高さ H A	±5													

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	砂防編	1	砂防えん堤	6	鋼製側壁工	堤高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
						高さ h	-50			
							-100			
7	砂防編	2	流路	8	魚道工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						厚さ t_1, t_2	-20			
						延長 L	-200			
7	砂防編	3	斜面対策	4	山腹明暗渠工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深さ h_3	-30			
延長 L	-200									

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	砂防編	3	地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ \varnothing	設計値以上	全数		
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5度			
7	砂防編	3	地下水排除工	5		集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
							偏心量 d	150			
							長さ L	-100			
							巻立て幅 w	-50			
							巻立て厚さ t	-30			
7	砂防編	3	抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		
							偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

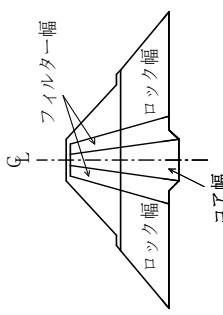
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8ダム編	Iコンクリートダム	4ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			
8ダム編	Iコンクリートダム	4ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100, +60			

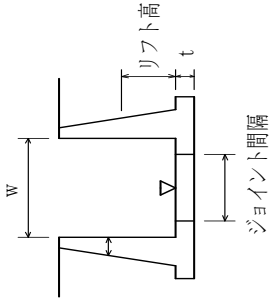
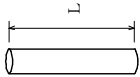
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
8	ダム	ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (副ダム)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1249 268 1496">天端高▽</td> <td data-bbox="268 1249 343 1496">±20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1249 343 1496">ジョイント間隔</td> <td data-bbox="343 1249 418 1496">±30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1249 418 1496">リフト高</td> <td data-bbox="418 1249 493 1496">±50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1249 493 1496">堤幅</td> <td data-bbox="493 1249 568 1496">-30, +50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1249 643 1496">堤長</td> <td data-bbox="643 1249 718 1496">±40</td> </tr> </table>	天端高▽	±20	ジョイント間隔	±30	リフト高	±50	堤幅	-30, +50	堤長	±40	<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接線部分とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との間隔づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。</p>		
天端高▽	±20																		
ジョイント間隔	±30																		
リフト高	±50																		
堤幅	-30, +50																		
堤長	±40																		

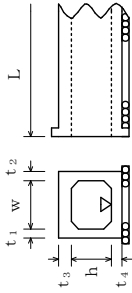
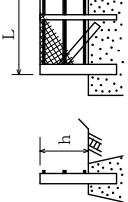
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	ダム	編			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとにて測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さとは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚	±20			

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	ダム編	2	3	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラー)の場合		
							外側境界線	-0, +500			
8	ダム編	2	3	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
							外側境界線	-0, +1000			
							盛立幅	-0, +1000			
8	ダム編	2	3	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
							外側境界線	-0, +2000			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
8	ダム編				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 1回/1施工箇所					
						ジョイント間隔	±30						
						厚さ t	±20						
						幅 w	±40						
						リフト高さ	±20						
						長さ L	±100						
8	ダム編				ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテニンググラウトに適用する。					
						配置誤差	100						

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	道路編	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材	± 3 … ≤ 10 ± 4 … > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
							部材長さ ℓ (m)				
9	道路編	1	9	6		場所打函渠工	基準高 ▽	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
							厚さ t ₁ ~ t ₄	-20			
							幅 (内法) w	-30			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-50			
								-100			
9	道路編	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		
							延長 L	-200			
9	道路編	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。		
							延長 L	-200			

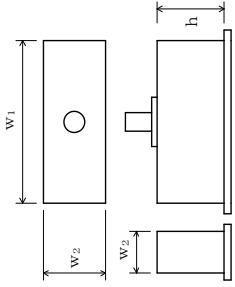
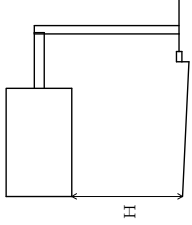
出来形管理基準及び規格値

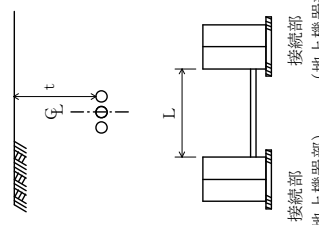
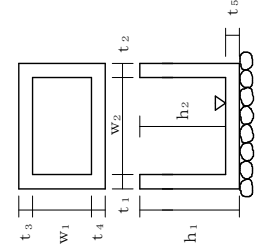
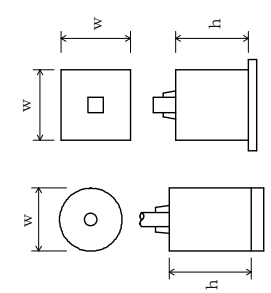
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要															
9	道路編	1	11	6		防雪柵工	高さ	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎																	
							延長	-200																		
							基礎	幅				-30														
								高さ				-30														
							9	道路編				1	11	7		雪崩予防柵工	高さ	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき1箇所毎 基礎1基毎							
																	延長	-200								
																	基礎	幅				-30				
																		高さ				-30				
																	アンカー					長さ	φ	全数		
																	埋込み					長さ	φ			
9	道路編	1	12	4		遮音壁基礎工			幅	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎															
									高さ	-30																
									延長	-200																
									支柱	間隔												±15				
							ずれ	10																		
							ねじれ	5																		
							倒れ	$h \times 0.5\%$																		
							高さ	+30, -20																		
							延長	-200	1施工箇所毎																	
							9	道路編	1	12		5		遮音壁本体工	支柱				施工延長5スパンにつき1箇所							
高さ																										
延長																										

単位：mm

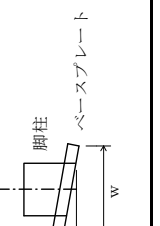
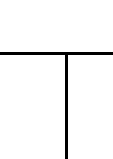

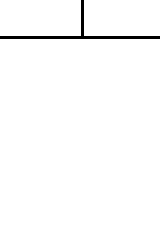
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	中規模以上			
9	道 路 編	4	舗 装 工		歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽ 厚さ	±50	—	中規模以上	基準高は片側延長40m毎に1箇所割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方で、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							t < 15cm	-10	小規模以下			
							t ≥ 15cm	-15	中規模以上			
							幅	-100	中規模以上			
9	道 路 編	4	舗 装 工		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ 幅	-9	-3		幅は、片側延長80m毎に1箇所割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。		
							-25	—				

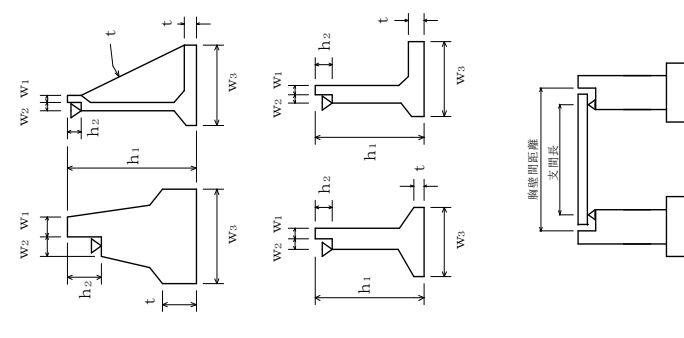
出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200	1箇所／1施工箇所		
9	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1箇所／1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1箇所／1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1箇所／1踏掛版		
						各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
						中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
9	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		
						高さ h	-30			
						設置高さ H	設計値以上			
9	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所／1基		

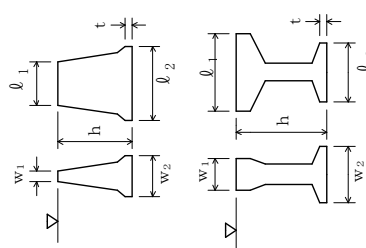
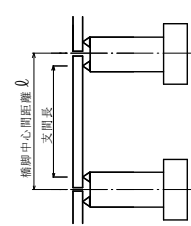
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	道路編	2	道路附属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1箇所 接続部間毎で全数		
							延長 L	-200			
9	道路編	2	道路附属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
							※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
							※幅 w ₁ , w ₂	-30			
							※高さ h ₁ , h ₂	-30			
9	道路編	2	道路附属施設工	6	照明工 (照明柱基礎工)		幅 w	-30	1箇所/1施工箇所		
							高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
9	道路編	3	橋梁下部	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。						
								部材				孔の位置	±2	全数を測定。	
												孔の径 d	0 ~ 5		
								仮組立時				柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5... L ≤ 10m	両端部及びび片持ばり部を測定。	
													±10... 10 < L ≤ 20m		
													L/1,000		
								柱の鉛直度 δ (mm)				10... H ≤ 10	各柱及びび片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)		
												H... H > 10			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
9	道路編	3	橋梁下部		橋台躯体工	種	橋台躯体工	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。				
											基準高 ∇	±20
											厚さ t	-20
											天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10
											天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10
											敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50
											高さ h_1	-50
											胸壁の高さ h_2	-30
											天端長 ℓ_1	-50
											敷長 ℓ_2	-50
											胸壁間距離 ϕ	±30
											支間長及び中心線の変位	±50
支承部	計画高	+10~-20										
アンカー	平面位置	±20										
ボルトの箱抜き規格値	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下										

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要			
9		3		7		9		1		橋脚躯体工 (張出式)		基準高▽		±20		橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。							
												厚さ t		-20									
												天端幅 w1 (橋軸方向)		-20									
												敷幅 w2 (橋軸方向)		-50									
												高さ h		-50									
												天端長 l1		-50									
												敷長 l2		-50									
												橋脚中心間距離 l		±30									
												支間長及び中心線の変位		±50									
												支承部アンカーボルトの箱抜き規格値											
												計画高		+10~-20									
												平面位置		±20									
												アンカーボルト孔の鉛直度		1/50以下									

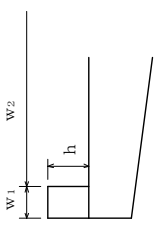
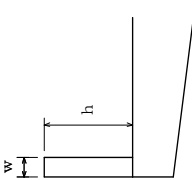
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
9 道路編	3 橋梁下部	7 R C 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。												
							厚さ t	-20													
							天端幅 w1	-20													
							敷幅 w2	-20													
							高さ h	-50													
							長さ \varnothing	-20													
							橋脚中心間距離 \varnothing	±30													
							支間長及び中心線の変位	±50													
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高				+10~-20									
								平面位置				±20									
								アンカーボルト孔の鉛直度				1/50以下									
							9 道路編	3 橋梁下部				8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
																	幅 (橋軸方向) w	-50			
高さ h	-50																				
長さ \varnothing	-50																				

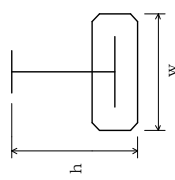
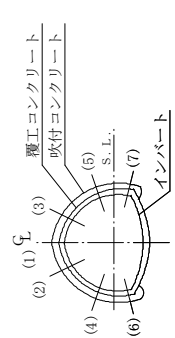
出来形管理基準及び規格値

単位：mm										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ϕ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ϕ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
9 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐使用性鋼材（裸使用）の場合		

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	道路編	4	鋼橋上部	9		橋梁用高欄製作工	部材	±3 …… ±4 ……	図面の寸法表示箇所での測定。		
		3	工場製作工	部材長 ℓ (m)	$\ell \leq 10$ $\ell > 10$						
9	道路編	4	鋼橋上部	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ (注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
		可動支承の移動可能量 (注2)	設計移動量 +10以上								
			支承中心間隔 (橋軸直方向)	±5 $4+0.5 \times (B-2)$							
		橋軸方向 橋軸直方向	1/100								
			可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5							
可動支承の 移動量 (注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2 以上										
9	道路編	4	鋼橋上部	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ (注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
		可動支承の移動可能量 (注2)	設計移動量 +10以上								
			支承中心間隔 (橋軸直方向)	±5 $4+0.5 \times (B-2)$							
		橋軸方向 橋軸直方向	1/300								
			可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5							
可動支承の 移動量 (注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2 以上										

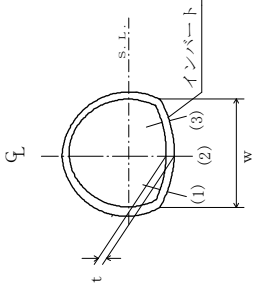
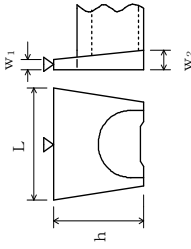
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	道路編	4	鋼橋上部	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
							アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
9	道路編	4	鋼橋上部	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
							地覆の高さ h	-10～+20			
							有効幅員 w_2	0～+30			
9	道路編	4	鋼橋上部	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
							高さ h	-20～+30			
9	道路編	4	鋼橋上部	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
							高さ	±4			

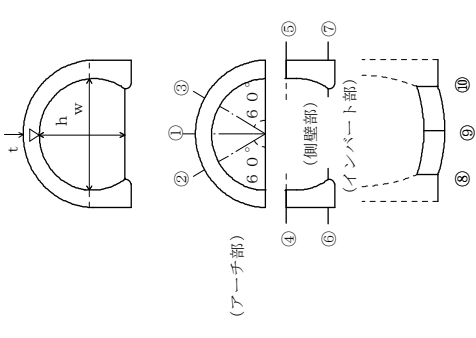
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	道路編	5	コンクリート橋上部	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレンディング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：スパン長		
							高さ	10 -5			
							桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.8ℓ			
							吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。			
9	道路編	6	トンネル (NATM)	3		吹付工	位置間隔	—	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
							角	—			
							削孔深さ	—			
							孔 径	—			
							突 出 量	プレート下面から10cm以内			
9	道路編	6	トンネル (NATM)	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
							角	—			
							削孔深さ	—			
							孔 径	—			
							突 出 量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
9 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</p>									
						幅 w (全幅)	-50										
						高さ h (内法)	-50										
						厚さ t	設計値以上										
						延長 L	—										
						幅 w	-50										
						厚さ t	-30										
						5 覆工	5					床版コンクリート工				<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。</p>	
						5 覆工	5										
						5 覆工	5										

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
9	道路編	6	トンネル (N A T M)	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
							厚さ t	設計値以上				
							延長 L	—				
9	道路編	6	トンネル (N A T M)	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
							幅 w ₁ , w ₂	-30				
								高さ h				h < 3 m
												h ≥ 3 m
							延長 L	-200				

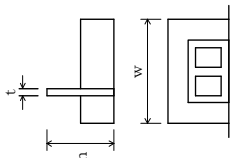
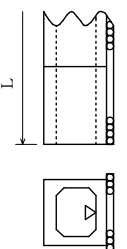
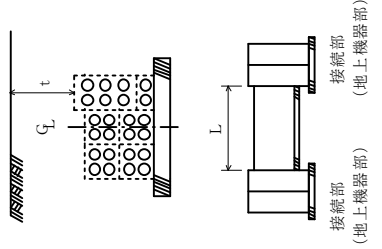
出来形管理基準及び規格値

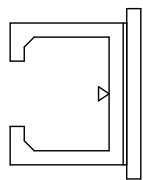
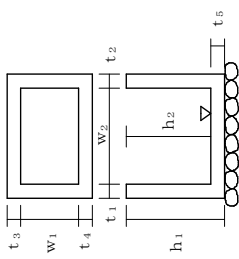
単位：mm		測 定 箇 所	測 定 基 準	規 格 値	測 定 項 目	工 種	枝 番	条 号	節 号	章 号	編 号
			<p>基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</p>	±50	基準高▽ (拱頂)	明り巻工		5	8 坑門工	6 トンネル (N A T M)	9 道路編
				-50	幅 w (全幅)						
				-50	高さ h (内法)						
				-20	厚 さ t						
				—	延 長 L						

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	道路編	11	現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ∇	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
							厚さ t	-20			
							内空幅 w	-30			
							内空高 h	±30			
							ブロック長 L	-50			
9	道路編	11	現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
							幅 w	-20			
							長さ L	-20			
9	道路編	11	現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底板・側壁・頂版にて測定。		
9	道路編	11	現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

単位：mm

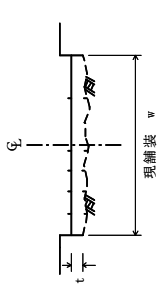
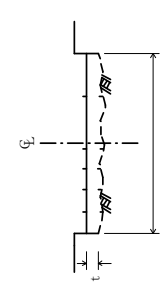
出来形管理基準及び規格値

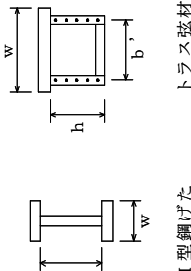
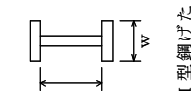
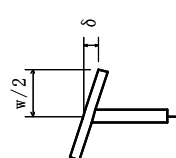
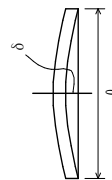
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w	±50				
						厚さ t	-20				
9 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1施工箇所毎			
						延長 L	-200				
9 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】			
						延長 L	-200				

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	道路編	12	電線共同溝	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1箇所。		
							測定箇所				
9	道路編	12	電線共同溝	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			
							測定箇所				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
9	14	道路維持	5		切削オーバーレイ工		厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
								-25				
								-100				
								—	3m7.57/1.4m-カ- (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下			
9	14	道路維持	7		路上再生工		厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
								-50				
								-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼けた等	鋼けた・主構		
9	道路	編	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	トラス・アーチ等	 トラス弦材	 I型鋼けた	
						床組など		各支点及び各支間 中央付近を測定。 構造別に、5部材 につき1個抜き 取った部材の中央 付近を測定。			
						フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$	主構	各支点及び各支間 中央付近を測定。	
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測 定。 ℓ ：部材長 (mm)		

単位：mm

品質管理基準及び規格値

品質管理

1 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

2 品質管理基準及び規格値

目次

1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹きつけコンクリートを除く)	P - 1
2 ガス圧接	P - 4
3 既製杭工	P - 4
4 下層路盤	P - 5
5 上層路盤	P - 7
6 アスファルト安定処理路盤	P - 10
7 セメント安定処理路盤	P - 10
8 アスファルト舗装	P - 11
9 転圧コンクリート	P - 14
10 グースアスファルト舗装	P - 16
11 路床安定処理工	P - 19
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	P - 20
13 固結工	P - 20
14 アンカー工	P - 20
15 補強土壁工	P - 21
16 吹付工	P - 21
17 現場吹付法砕工	P - 23
18 河川・海岸土木	P - 24
19 砂防土工	P - 25
20 道路土工	P - 25
21 捨石工	P - 26
22 コンクリートダム	P - 27
23 覆工コンクリート (NATM)	P - 29
24 吹付けコンクリート (NATM)	P - 31
25 ロックボルト (NATM)	P - 33
26 路上再生路盤工	P - 34
27 路上表層再生工	P - 34
28 排水性舗装工・透水性舗装工	P - 35
29 プラント再生舗装工	P - 38
30 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	P - 38
31 ガス切断工	P - 38
32 溶接工	P - 39

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。
空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須 その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
					回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。
			製造	その他 (フラン)	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、または重要構造物では重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm （コンクリート舗装の場合） スランブ2.5cm：許容値±1.0cm （道路橋床版の場合） スランブ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本（ $\sigma 7 \cdots 3$ 本、 $\sigma 28 \cdots 3$ 本）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本（ $\sigma 3$ ）を採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・圧縮強度試験は、原則としてJIS Q 1011（分野別認証指針レディーミクストコンクリート）に規定された外部試験機関で行うものとする。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。	
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		
	その他	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」による	同左	同左	同左		○
		強度測定						○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
2	ガス圧接	施工前試験	必須 外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ等 	熟間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 手動ガス圧接及び熟間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熟間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 				
					熟間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。						
					熟間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	熟間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。				
			必須 外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ等 	熟間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	熟間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する（コンクリートの充填性が低下しない場合に限る）。				
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> 各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。 	超音波探傷検査は技取検査を原則とする。 技取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。				
3	既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○		
				施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		<ul style="list-style-type: none"> 外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。 外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。 外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。 	
				鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
3	既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			その他	鋼管杭の現場溶接超音波深傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)		
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本につき3本とすることが多い。尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：19.6Mpa		
4	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上(クランチャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照		○		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○	
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m²につき1個 ・1,000m²未満の工事（ただし維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個 	○		
		ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		<ul style="list-style-type: none"> ・全幅、全区間で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4 下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5	上層路盤材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○		
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1,000m²につき1個 1,000m²未満の工事(ただし維持工事は除く)は、1工事につき任意の3個 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
5 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内				
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。		セメントコンクリートの路盤に適用する。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる						
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上				・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき1個 ・1,000m ² 未満の工事（ただし維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個			
			その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下				○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下				○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
S アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	同上	○		
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○		
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○		
	その他			ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
				ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	
				ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下			○	
				ファイラーの剝離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○	
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下				○
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下				○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
S アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4 			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4 			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4 			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4 			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4 			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4 			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○				
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度				○			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内				○			
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時			○			
舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき1個 ・1,000m ² 未満の工事（ただし維持工事は除く） ・1工事に付き任意の3個	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。						
								温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。
								外観検査 (混合物)	目視			
その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回								
9 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初						
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%							
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%							
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえざおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
9 転圧コンクリート	トを使用する場合は除く	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下		○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		観察で問題なければ省略できる。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下				○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○
製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
9 転圧コンクリート		その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位 容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位 容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○		
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
			施工	必須		コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	
マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%								
ランマー突き固め試験										
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上				2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。				
温度測定（コンクリート）	温度計による。					2回/日（午前・午後）以上				
現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。				40m ² に1回（横断方向に3箇所）				
コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300					1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定				
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 グラス アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	同上	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
10 グース アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³			○	
	プラント	必須		貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
				リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）			○
				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○
				曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10 ⁻³ 以上			○
				粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度			<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 グース アスファルト 舗装	プラント	必須	粒度 (75µmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75µmふるい：±5%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 	同上	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220 以下 石 粉：常温~150			
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。			
施工	必須		現場密度の測定 右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上~1000m2未満：10点 ・1000m2以上~2000m2未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とす2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
11 路床安定処理工	施工	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。				
			含水比試験	JIS A 1203					降雨後または含水比の変化が認められたとき。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマン-M)					ブルーフローリングでの不良個所について実施	
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上～1000m2未満：10点 ・1000m2以上～2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			「T・S・G・N・S・Sを用いた盛土の締め情報化施工管理要領(案)」 【T・S・G・N・S・S編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。				
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。						
		含水比試験	JIS A 1203			降雨後または含水比の変化が認められたとき。				
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマン-M)			ブルーフローリングでの不良個所について実施。				
13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。				
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日				
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201					練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)					・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)					・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべ。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			
施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4] -185 または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領 (案)」 【TS編・GNSS編】による	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上~1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上~2000m ² 未満: 15点	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国管技第112号、国建環第35号、国空建第78号)。	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
16 吹付工	材料	を使用する場合を除く	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
			製造 (ブラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
						JIS A 1125		1回/日以上		
				その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下		工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○				
	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下				○				
施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。				
		スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
16 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディームイクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		
			その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディームイクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国管技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	
			その他（JISマーク表示されたレディームイクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材B）		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3 回収水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
					塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125				
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			○	
施工	その他	必須	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。	・参考値：18N/mm2以上 (材令28日) ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	○
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
18 河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
18 河川・海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。									
			土の圧密試験	JIS A 1217											
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説											
			土の透水試験	JIS A 1218											
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。		・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。							
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。					築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上～1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上～2000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。							1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
				土の含水比試験	JIS A 1203								設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	トラフィカビリティが悪いとき。
				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216										
				材料	必須								土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
19 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。								
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。				築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上～1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上～2000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。					
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。						1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
				土の締固め試験	JIS A 1210							設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。	当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)	
				CBR試験(路床)	JIS A 1211										
				材料	必須							土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。	当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)								
			CBR試験(路床)	JIS A 1211											
	その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。									

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
20 道路土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			土の含水比試験	JIS A 1203					・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					当初及び土質の変化した時。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説					
			土の圧密試験	JIS A 1217					
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説					
			土の透水試験	JIS A 1218					
施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。但し、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安は以下のとおり。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上～1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上～2000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」 【TS編・GNSS編】による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。					
	含水比試験	JIS A 1203		降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。					
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。					
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンダールズ-B)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施					
	21 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm ³ ～2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5g/cm ³ ～2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 捨石工	施工	必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであつてはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。但し、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
22 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○	
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 コンクリートダム	同上	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
製造（プラント） <small>（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く）</small>		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位 容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位 容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503）または設計図書の規定により行う。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要構造物では重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		
				スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）				
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。			
				温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。			
				コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上		
				コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
				コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
				コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
				コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
23	覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	○		
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
23 覆工コンクリート (NATM)	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3 回収水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○ ○		
			製造 (ブランド)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
					ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
23 覆工コンクリート (NATM)	使用する場合は除く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	同上	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○	
	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		
			単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、または重要構造物では重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（σ7・・・3本、σ28・・・3本）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
				コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。					
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104						○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下					○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)					○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。					・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上				試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下				細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下					寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上				粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				工事開始前、工事中1回/月以上	○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202						○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3 回収水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上				工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○ ○
			製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度					水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 吹付けコンクリート (NATM)	その他	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位 容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位 容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。	○	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○
		スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
25 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
25 ロックボルト (NATM)	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			
26 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照参照資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
		施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	基準密度の93%以上。	1,000m ² に1回		
土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68			設計図書による。	当初及び材料の変化時				
CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69					CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			
含水比試験	JIS A 1203				1~2回/日				
27 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			旧アスファルトの軟化点						
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91					
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229					

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	96%以上	1,000m ² につき1個	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m ² 毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			
	28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
骨材の密度及び吸水率試験				JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○
骨材中の粘土塊量の試験				JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
粗骨材の形状試験				舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
フィラーの粒度試験				JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
フィラーの水分試験				JIS A 5008	1%以下			○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000 t 未満（コンクリートでは400m³以上、1,000m³未満）。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	○		
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	○		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	○		
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	○		
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○		
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	○		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	○		
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	○		
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	○		
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
		ブランド	必須 粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m³以上、1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○			
	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		○			
	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○			
	その他	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認		○
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17				○	
		カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111				○	
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	温度計による。	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m ² ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000m ² につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m³以上、1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
	外観検査 (混合物)	目視			随時			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
29 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上			○	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の伊乾燥し、その質量の差からとめる。	○	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	
プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数			○	
			粒度 (75 μmフルイ)	75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。				○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238				アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	
ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39				耐流動性の確認	○			
ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17				耐磨耗性の確認	○			
舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視			随時			
			温度測定 (初期締固め前)	温度計による。				測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき1個 ・1,000m ² 未満の工事 (ただし維持工事は除く) ・1工事に付き任意の3個			
30 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること規格、品質がミルシートで確認できること。		○	
			機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。		
			外観検査 (付属部材)	目視および計測					
31 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50 μmRy以下 二次部材：100 μmRy以下		表面あらさとは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50 μmRyとは表面あらさ50/1,000mmの凸凹を示す。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
		その他	スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
			平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
			ベベル精度	計測器による計測					
			真直度						
32 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2242 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○	
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長		○	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。	「鋼道路橋の疲労設計指針H4.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じて、内部キズ規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる）	○	
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉深傷法又は浸透液深傷法を用いる			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			外観形状検査 (ビード表面の ビット)	・目視及びノギス 等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を 構成するT継手、かど継手には、 ビード表面にビットがあつてはな らない。その他のすみ肉溶接及び 部分溶込み開先溶接には、1継手 につき3個又は継手長さ1mにつき 3個までを許容するものとする。 ただし、ビットの大きさが1mm以 下の場合は、3個を1個として計算 するものとする。	検査体制、検査方法を明確に した上で、目視確認により疑 わしい箇所を測定する。目視 は全延長実施する。			
			外観形状検査 (ビード表面の凹 凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ 25mmの範囲で3mm以下。				
			外観形状検査 (ア ンダーカット)		アンダーカットの深さは、0.5mm 以下でなければならない。		「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」に よる継手の設計を行っている場合 は、疲労強度等級の条件によるこ と。(等級に応じて、アンダーカッ トの規格値は0.3mm以下あるいは、 0.0mmとなる)		
			外観検査 (オー バーラップ)	・目視	あつてはならない。		検査体制、検査方法を明確に した上で目視検査する。		
			外観形状検査 (す み肉溶接サイズ)		すみ肉溶接のサイズおよびのど厚 は、指定すみ肉サイズおよびのど 厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを 除く部分では、溶接長さの10%ま での範囲で、サイズおよびのど厚 ともに-1.0mmの誤差を認めるもの とする。				検査体制、検査方法を明確に した上で、目視確認により疑 わしい箇所を測定する。目視 は全延長実施する。
			外観形状検査 (余 盛高さ)						
外観形状検査 (アークスタッ ド)	・余盛り形状の不整：余盛りは全 周にわたり包囲していなければな らない。なお、余盛りは高さ 1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み： あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠 状のアンダーカットがあつてはな らない。ただし、グラインダー仕 上げ量が0.5mm以内に納まるもの は仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ： (設計値±2mm) をこえてはなら ない。	外観検査の結果が不合格と なったスタッドジベルについ て全数。 外観検査の結果が合格のスタ ッドジベルの中から1%につ いて抜取り曲げ検査を行な うものとする。							
その他			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを 合格。	外観検査の結果が不合格と なったスタッドジベルについ て全数。 外観検査の結果が合格のスタ ッドジベルの中から1%につ いて抜取り曲げ検査を行な うものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジ ベルは、その方向と反対の15°の角 度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないもの は、元に戻すことなく、曲げたまま にしておくものとする。		